

令和7年 6月定例会

## 綾川町議会議録

(第3回)

令和7年 6月 9日開会

令和7年 6月 13日閉会

綾川町議会

## 令和7年 第3回 綾川町議会定例会会議録

綾川町告示第74号

令和7年6月9日綾川町議会議場に第3回定例会を招集する。

令和7年 5月29日

綾川町長 前田武俊

開会 令和7年6月 9日 午前 9時30分

閉会 令和7年6月13日 午前10時43分(会期5日間)

第1日目(6月9日)

出席議員15名

1番	川崎泰史
2番	三好和幸
3番	浜口清海
4番	大西哲也
5番	森繁樹
6番	小田郁生
7番	三好東曜
8番	十河茂広
9番	植田誠司
10番	西村宣之
11番	大野直樹
12番	岡田芳正
13番	井上博道
15番	福家利智子
16番	河野雅廣

欠席議員

14番 福家功

会議録署名議員

9番 植田誠司

10番 西村宣之

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長　辻村育代  
総務課副本幹　田辺由花  
議会事務局書記　上原知里

地方自治法121条による出席者の氏名

町長	前田武俊
副町長	谷岡学
教育長	香川雅之
総務課長	福家孝司
税務課長	亀山和成
学校教育課長	岡下進一
生涯学習課長	中津秀之
会計管理者兼会計室長	水谷香保里
建設課長兼長柄ダム再開発事業推進室長	田岡大史
経済課長	福家勝己
住民生活課長	中添孝文
保険年金課長	岩鍋裕二
陶病院事務長	辻井武
健康福祉課長	辻村隆司
子育て支援課長	杉山真紀子

傍聴人 7人

議　　事　　日　　程

6月9日（月）午前9時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期決定について
- 第 3 議案第 1 号 綾川町自転車等駐車場条例の一部改正について
- 第 4 議案第 2 号 綾川町立学校体育施設使用条例の一部改正について
- 第 5 議案第 3 号 綾川町下水道条例の一部改正について
- 第 6 議案第 4 号 綾川町農業集落排水処理施設条例の一部改正について
- 第 7 議案第 5 号 物品売買契約の締結について  
（令和7年度綾川町消防団小型動力消防ポンプ付積載車更新事業）
- 第 8 議案第 6 号 物品売買契約の締結について  
（令和7年度綾川中学校電子黒板整備事業）
- 第 9 議案第 7 号 物品売買契約の締結について  
（令和7年度綾川町立小中学校情報機器等整備事業）
- 第 10 議案第 8 号 令和7年度綾川町一般会計補正予算（第2号）について
- 第 11 議案第 9 号 字の区域の変更について
- 第 12 報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について
- 第 13 報告第 2 号 1 令和6年度（第20期）有限会社綾歌南部農業振興公社事業報告及び 決算について  
2 令和7年度（第21期）有限会社綾歌南部農業振興公社事業計画及び予算について
- 第 14 報告第 3 号 寄附金の受納について
- 第 15 発議第 1 号 閉会中の継続審査の申し出について（議会運営委員会）
- 第 16 発議第 2 号 閉会中の継続審査の申し出について（議会広報編集特別委員会）

追 加 議 事 日 程

第17 議案第10号 監査委員（識見を有する者）の選任同意について  
第18 報告第 4号 所管事務通知書について

## 6月定例議会日程表

議会運営委員会 令和7年5月

月 日	会議時刻	場 所	会議の区分
6月9日（月）	午前9時	常任委員会室	議会運営委員会
	午前9時30分	議 場	本会議 議会運営委員長報告 提案説明 一般質問 委員会付託
	本会議終了後	第2会議室	全員協議会
	全協終了後	常任委員会室	議会広報編集特別委員会
	午前9時30分	常任委員会室	総務常任委員会
6月10日（火）	午後1時30分	常任委員会室	厚生常任委員会
	午前9時30分	常任委員会室	建設経済常任委員会
6月11日（水）	午前9時30分	常任委員会室	建設経済常任委員会
6月12日（木）	—	—	休会
6月13日（金）	午前9時	常任委員会室	議会運営委員会
	午前9時30分	第2会議室	全員協議会
	午前10時	議 場	本会議 議会運営委員長報告 委員長報告 ・総務 ・厚生 ・建設経済 採 決

★議案発送は 6月2日（月）の予定です。

★一般質問・総括質問の通告〆切りは 6月3日（火）11時30分です。

★議会におけるクールビズについて（10月31日まで）

- ・本会議では、上着着用とする。（ノーネクタイ可）
- ・その他は、ノーネクタイ・ノー上着を可とする。\*但し、議員徽章は着用のこと

令和7年 第3回 綾川町議会定例会 第1日目

6月9日 午前9時30分開会

○議長（河野）おはようございます。開会前に、14番、福家功君より今定例会、会期中の欠席届が出ております。ただいま、出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和7年第3回綾川町議会定例会を開会いたします。

なお、議場内写真撮影のため、職員の入室を許可しております。それでは、会議に先立ちまして、先般3月、定例会におきまして任命同意されました、香川雅之教育長よりご挨拶をいただきたいと思います。香川教育長、どうぞ演台の方へお進み願います。

○教育長（香川）はい。議長。

○議長（河野）教育長。

○教育長（香川）はい。議長。

○教育長（香川）6月議会初日にこのような機会を賜り、誠にありがとうございます。河野議長様並びに議員の皆様のご高配に対し、心より厚く御礼を申し上げます。

このたび、綾川町教育委員会教育長を拝命しました香川雅之でございます。「人が育ち、人が輝く教育の町」綾川町の教育長という重責を担うこととなり、身の引き締まる思いでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

就任に際しまして、私の教育に対する基本的な考え方や今後の取組みについて所信を申し上げます。

「ふるさとに誇りを持ち、自ら考え行動し、他者とともに生きる力や生涯にわたり学び続け自らの良さを伸ばす力」の育成こそが、教育の重要な役割であると考えています。

そのため、次の三点を大切にしたいと考えております。

第一は、子ども達が学ぶ喜びを感じて登校する学校づくりを進めることです。子ども一人一人の興味や関心を大切にし、自己肯定感を育みながら学ぶ教育環境の整備等に努めたいと考えます。また、「ともに認め合い支え合う集団づくり」をより一層浸透させるための指導・助言にも努める所存であります。

第二は、教職員が誇りとやりがいを持てる職場づくりを進めることです。児童生徒の心身の健やかな成長を促す学校教育を充実させるためには、教職員の多忙感解消と心身の健康を支える体制づくりが不可欠です。そのために、国・県・他市町の動向等を踏まえながら、継続的に「教職員の働き方改革」を進めてまいります。

第三は、誰もが学べる環境を整え、地域に貢献する人材を育成することです。住民のニーズを踏まえ、綾川町の自然・歴史・文化を身近に感じ、ふるさとに誇りをもてる環境づくりに努めます。また、地域活動の拠点となる公民館等の整備を進めながら、他者とつながることの大切さを実感できる地域活動やスポーツ活動等を進めてまいります。

昭和55年4月、私は新規採用教員として綾南中学校に赴任し、11年間勤務しました。まじめで何事にも一生懸命取り組む生徒、教員や学校を温かい眼差しで見守り支え

てくださる保護者・地域住民の方々との交流を通して、困難や課題を克服する勇気や元気を得ることができました。

更に、物心両面で学校教育を手厚く支援してくださる本町での11年間を通して、教職のすばらしさや、やりがいを強く実感し、その後の教職人生を全うすることができました。綾川町には感謝の念しかありません。教員生活最後の3年間を新校舎となった綾南中学校で勤務できたことも幸甚の極みであります。

綾川町には「人が育ち人が輝く」温かい風土があります。河野議長様を始め町議会の皆様、前田町長様・町職員の皆様のご指導・ご支援を賜りながら、常に綾川町に恩返しをする気持ちを胸に、本町の教育の充実・発展に努める所存であります。

結びに、本町教育行政に対する皆様方の更なる深いご理解とご支援をお願い申し上げ、就任の挨拶と所信の表明とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（河野）香川教育長、ありがとうございました。

○議長（河野）これより本日の会議を開きます。

○議長（河野）日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、9番、植田誠司君、10番、西村宣之君の両名を指名いたします。

○議長（河野）日程第2、「会期決定について」を議題といたします。

○議長（河野）議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、福家利智子君。

○議会運営委員長（福家利）はい、議長。15番、福家利智子。

○議長（河野）福家君。

○議会運営委員長（福家利）はい。

○議会運営委員長（福家利）改めておはようございます。

ただいま議題となりました、今定例会の会期等について、議会運営委員会の報告を申し上げます。去る、5月16日、また、本日午前9時より、常任委員会室において、議会運営委員会を開催し、諸般の協議を行いました。

当委員会の開催にあたっては、議会から議会運営委員6名と河野議長及び議会事務局長が出席し、当局からは前田町長、谷岡副町長、福家総務課長の出席を求め、今定例会に付議される案件の内容等について説明を受け、日程の調整を行いましたので、その結果について、ご報告を申し上げます。

まず会期につきましては、提出の議案概要及び諸行事等を考慮して、本日より6月13日までの5日間と致したいと思います。今定例会に提案される案件は、執行部から、「条例案件」4件、「契約案件」3件、「予算案件」1件、「その他案件」1件、「報告案件」3件です。

議会からは、「閉会中の継続審査申し出」の2件であります。

また、本日、2件の追加案件が提出されました。提出された案件は、執行部追加案件の「人事案件」1件及び議会追加案件として、総務・厚生及び建設経済の各常任委員長

からの「報告案件」1件の「所管事務調査通知書について」です。当委員会としては、定例会で審議することが妥当として決定し、日程に追加することとしました。

次に、本日の日程ですが、この後、町長より提出議案に対する「提案理由」の説明を頂きます。その後、追加議案2件を、日程に追加し、追加議案である人事案件1件について追加議案の提出理由のご説明をいただきまして、その後、各議員からの通告のあった「一般質問」を順次行います。

その後、上程されました議案をそれぞれの所管する各常任委員会に付託し、本日の会議は散会といたします。

また、本会議散会後に「全員協議会」、その後、「議会広報編集特別委員会」を順次開催願います。

次に、会期中の常任委員会の開催日程ですが、明日6月10日午前9時30分より「総務常任委員会」、午後1時30分より、「厚生常任委員会」、11日午前9時30分より、「建設経済常任委員会」をそれぞれ開催願うことと致しました。6月13日を最終日とし、午前9時より「議会運営委員会」を、9時30分より「全員協議会」を順次開催した後、10時より「本会議」を再開し、各委員長報告の後、「質疑」、「採決」の順で進め、定例会を閉会したいと思います。

以上が、今定例会の会議日程等であります。

最後に、議事進行につきましては、会議規則を遵守し、円滑な議会運営となりますよう、ご協力をお願いしますと共に、十分な審議をいただきますようお願いを申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（河野） 本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月13日までの5日間といたしたいと思います。

○議長（河野） これにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 異議なしと認めます。

○議長（河野） よって、会期は本日から6月13日までの5日間と決定いたしました。

○議長（河野） お諮りいたします。議会運営委員長の報告のとおり、追加日程第17、議案第10号「監査委員の選任同意について」及び追加日程第18、報告第4号、「所管事務調査通知書について」が提出されましたので、これを日程に追加いたしたいと思います。

○議長（河野） これにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 異議なしと認めます。

○議長（河野） よって、議案第10号「監査委員の選任同意について」及び報告第4号、「所管事務調査通知書について」を日程に追加することに決定いたしました。

○議長（河野） これより日程第3、議案第1号、「綾川町自転車等駐車場条例の一部改正について」から、日程第14、報告第3号、「寄附金の受納について」までを、一括議題

といたします。

○議長（河野） 本件について、ただいまより、提案理由の説明を求めます。前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） おはようございます。本日開会いたしました第3回定例会にご提案申し上げました議案9件、報告3件につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第1号「綾川町自転車等駐車場条例の一部改正について」は、綾川町挿頭丘駅前自転車等駐車場を駐輪場として追加するため、本条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第2号「綾川町立学校体育施設使用条例の一部改正について」は、陶小学校の体育館に空調が整備されたこと、また、昭和小学校・滝宮小学校・羽床小学校の体育館に空調設備が整備されることに伴い、空調使用時の料金の設定について規定するため、本条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第3号「綾川町下水道条例の一部改正について」及び議案第4号「綾川町農業集落排水処理施設条例の一部改正について」は、国が定める「標準下水道条例」が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第5号「物品売買契約の締結について」は、令和7年度綾川町消防団小型動力消防ポンプ付積載車更新事業に係る指名競争入札を、去る5月29日に執行いたしました結果、株式会社 福島商会 代表取締役 福島桂子氏と消費税込み1,749万円で5月30日に仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第6号、「物品売買契約の締結について」は、令和7年度綾川中学校電子黒板整備事業に係る指名競争入札を、去る5月23日に執行いたしました結果、四国通建 株式会社 高松支店 支店長 藤田一司氏と消費税込み1,696万5,300円で5月26日に仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第7号「物品売買契約の締結について」は、令和7年度綾川町立小中学校情報機器等整備事業について、共同調達の発注のため、香川県が設置した「香川県GIGAスクール構想推進協議会」において、プロポーザル方式による公募広告が令和7年2月に行われ、「プロポーザル方式選定委員会」による審査を、去る3月27日に実施した結果、優先交渉権を得た、株式会社大塚商会 広島支店 支店長 真子健氏と消費税込み1億29万9,100円で5月26日に随意契約にて仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第8号「令和7年度綾川町一般会計補正予算（第2号）について」は、定額減税補足給付金、いわゆる不足額給付を実施するために給付金として1億2,150万円を、その事務費として496万1,000円を増額補正し、補正後の歳入歳出の総額を124億4,746万1,000円とするもので、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第9号「字の区域の変更について」は、土地改良法第85条第1項の規定により、平成29年度から事業着手していた県営農業競争力強化農地整備事業羽床下地区において、換地工区1工区を事業実施したことに伴い、従来の字界が原形をとどめなくなうことにより、換地処分を行うにあたり、字界を変更する必要が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、報告第1号「繰越明許費繰越計算書について」は、令和6年度の一般会計予算繰越明許費に係る繰越事業は、「自治体システム標準化対応業務」等の15事業であり、総額4億7,065万7,000円を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を議会に報告するものであります。

次に、報告第2号「令和6年度（第20期）有限会社綾歌南部農業振興公社事業報告及び決算について、並びに令和7年度（第21期）有限会社綾歌南部農業振興公社事業計画及び予算について」であります。まず、令和6年度の決算につきましては、遊休農地解消並びに遊休農地化防止対策として16.5haの農地で「そば」「菜種」「白大豆」「小麦」を栽培し、管理してまいりました。

経常利益は、288万7,281円、法人税等を差し引き、当期利益は、217万381円となっております。

次に、「令和7年度事業計画及び予算について」でありますが、前期に引き続き、農作業受託事業及び遊休農地対策として「そば」「菜種」「白大豆」「小麦」を栽培し、遊休農地の解消と発生防止に努めてまいります。また、令和5年度から開始した、農家の離農を防止するための小規模農家支援事業の一層の活用を図り、関係機関と連携し、さらなる遊休農地対策を推進してまいります。

令和7年度の収支予算では、278万2,050円の経常利益を見込んでおり、法人税等を差し引き、当期利益金207万9,650円を予定しております。以上の内容で、株主総会におきまして承認をいただいておりますことを、併せてご報告申し上げます。

最後に、報告第3号「寄附金の受納について」は、福祉向上寄付金として、匿名の方々より、18万円をご寄附いただきました。これらをありがたく受納いたしましたのでご報告いたします。

以上、議案9件、報告3件の提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれの常任委員会におきまして、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（河野）ここで、追加日程第17、議案第10号「監査委員（識見を有する者）の選任同意について」を議題といたします。

○議長（河野）本件について、ただいまより、提案理由の説明を求めます。前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（前田）はい、議長。

○町長（前田）はい、失礼いたしました。本日上程されました議案1件につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第10号「監査委員の選任同意について」の議案は、識見を有する者の監査委員につきまして、任期満了により改めまして、住所\_\_\_\_\_、生年月日\_\_\_\_\_、渡邊宣夫氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、追加議案1件につきましての提案理由を申し上げましたが、ご議決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（河野）これをもって、提案理由の説明を終わります。

○議長（河野）次に、「議会関係等の2月末日から昨日までの主な行事関係」につきましては、各々タブレットにて、ご確認いただけたらと思います。

○議長（河野）それでは、ただいまより一般質問を行います。通告順に発言を許します。

○議長（河野）15番、福家利智子君。

○15番（福家利）はい。議長。15番、福家利智子。

○議長（河野）福家君。

○15番（福家利）はい。

○15番（福家利）通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

「いじめ対策の強化について」。

令和5年度における小・中・高等学校や特別支援学校におけるいじめの認知件数は、全国で約73万件、重大事態の件数は1,306件であり、過去最多を更新しました。表面化しているものだけでなく、潜在化しているいじめがある可能性もあります。

被害者や保護者の訴えにもかかわらず、学校側がいじめの状況を十分に把握しようとしなかった事案や「ギガスクール構想」によって生徒に配布されたタブレット端末を利用した、いわゆる「ネットいじめ」の発生など、いじめ事案は後を絶ちません。

「いじめ防止対策推進法」やそれに基づく文部科学大臣の「いじめの防止等のための基本的な方針」等においては、複数の教職員が参加する「学校いじめ対策委員会」がいじめの認定を行った上で被害者を守り抜くこと、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのための年間の学校教育活動全体を通じた「学校いじめ防止プログラム」の策定等を定めていますが、学校現場での取組みは不十分と言わざるを得ません。

また、いじめの重大事態への対処についても、教育委員会や学校が文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づく対応を行わないなどの不適切な事例が繰り返し生じているそうです。

いじめ防止対策推進法が求める対策の徹底強化、教育委員会の取組み責任の確立、

日常的な学校、児童相談所、警察、人権擁護機関の連携強化を推進するとともに、きめ細やかな指導が行えるよう、教員定数の充実及びICT指導員などの人員確保を行う必要があります。また、ICTリテラシー教育と同時に、ネットいじめの防止策などを進めるべきです。

子どもたちが安全に安心して過ごすことができる環境の整備のため、どのように取り組んでいるのか教育長にお伺いいたします。

○議長（河野）香川教育長。

○教育長（香川）はい。議長。

○議長（河野）教育長。

○教育長（香川）はい。議長。

○教育長（香川）福家利智子議員ご質問の「いじめ対策の強化について」お答えします。

全国的にいじめの認知件数及び重大事態の件数が過去最多を更新している状況について、教育委員会として深く憂慮しております、いじめは、子どもたちの安全・安心に関する喫緊の課題と認識しています。教育委員会が把握しているいじめ認知件数は令和6年度が58件で、その内「ネットいじめ」の発生状況については数件で、全体数はこの数年、高止まりの状況であります。認知件数に至らないトラブルは多くありますが、その都度、教育委員会に報告され、他機関との連携を含めた教職員の丁寧な対応と、解決に導く地道な努力について、教育委員会として各学校の取組みを高く評価しております。

学校におけるいじめ対策については、まず、すべての小・中学校で「いじめ防止基本方針」を策定し、公表しています。次に、「学校いじめ対策委員会」の設置状況についても全学校で設置しており、中学校においては月2回、小学校においては、定期的に児童の情報交換を行うとともに、必要に応じて開催しています。案件ごとに、学校において職員間の共通理解を図るとともに、気になる児童生徒についてはケース会議も開催されております。また、各学校にスクールソーシャルワーカーの配置、教育委員会に学校生活相談員の配置、県からスクールカウンセラーの派遣など、相談体制の強化を図っています。そのような中、いじめの重大事態と判断された場合は、県への報告義務があり、調査については第三者を含めた調査組織を検討し、調査することになっています。今後とも、国が定める「学校いじめ防止プログラム」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に則り対応し、特に、学校だけでは解決できない事案については、警察等の各種機関や法律の専門家とも連携を図り、速やかな解決に努めてまいります。

ICTリテラシー教育の充実とネットいじめの防止策については、タブレットの利用においては、フィルタリングソフトを導入することで、有害サイト等の閲覧やアプリのインストールを制限するなどの対応をしております。一方で、家庭における個人の機器の利用や発信、情報の活用については、個々の責任となり、保護者と連携した継続的な教育が必要です。情報社会において正しい情報を取得し、正しく、人に危害を加えない情報を発信するためにも、情報リテラシーの教育は、非常に重要なことと考えてお

り、今年度から各学校に配置しているＩＣＴ支援員により情報モラルの指導も新たに実施しています。また、ネットや紙面における軽率な投稿は、プライバシーの侵害や犯罪、いじめにもつながることより、小・中学校における各種掲載については、常に保護者との合意のもと行っており、身勝手な投稿がおきないよう、周知、徹底を図っております。今後とも子どもだけではなく、教員を含めて研修を行い、いじめ対策を含めた体制の強化を図ってまいります。

以上、福家利智子議員の「いじめ対策の強化について」の回答といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○15番（福家利）議長、再質問。

○議長（河野）福家君。

○15番（福家利）はい。

○15番（福家利）はい。ありがとうございました。

先ほど教育長が所信表明をされました、「教育のまち宣言」ということで、本当にですね、私たちの子どもたち、夢を持ち、粘り強く学習や運動に励む。この綾川町の教育憲章、1、2、3、4、5つあります。思いやりや感謝の心を持ち、家族や友達を大切します。自分の行動に責任を持ち、社会の決まりやマナーを守ります。奉仕の心を持ち、社会の一員として役割を果たします。豊かな自然や伝統を大切にし、郷土の繁栄に尽くします。というふうな綾川町の教育憲章の中に入っています。

先ほど私がいじめ対策の強化について質問させていただきましたが、件数が多い少ないかという問題以上にですね、これが生じた場合に迅速に対応し、それを悪化しないような解決に結びつくことが一番大切なことだと思います。

教育長が答弁していただいた中身は、なかなか具体的なことが示されてないような、と思います。

本当に児童生徒の様々な問題がですね、行動が、早期発見、早期対応することによってですね、これがいじめからですね、不登校、さらには引きこもりというふうな発展にならないための、早期発見早期対応ということですが、その具体的なところが、取組みがなされてないというふうに私は思っています、今の回答の中でですね。もう少し踏み込んだ、子どもたちと、教職員そして地域の人たち、連携する警察、さらには児童相談所長とありますが、そことの連携をどういうふうにこれからしていくのか、具体的に回答いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（河野）香川教育長。

○教育長（香川）はい。議長。

○議長（河野）教育長。

○教育長（香川）はい。議長。

○教育長（香川）福家利智子議員から非常に大事なご指摘をいただきました。

いじめは、いかなる理由があろうとも決して許されるものではありません。私はいじめを受けて、学校に行くことを渋った娘の親でもあります。ある朝、娘がポツリと

「お父さん今日から学校へ行かなくてもいい？」と言いました。非常に驚きました。娘がいじめでつらい思いをしているということに気づけなかった、親として非常に辛く、悲しい瞬間を迎えたわけです。

そういう思いもありますから、私はいじめについては、各学校に対して迅速に、被害者の立場に立った対応するように、これからも定例校長会等を通じて、指導してまいります。

もちろん、具体的な対応については、新聞事例等を参考資料として、校長に示しながら、速やかな対応がいかに大切であるかを、しっかりと学校現場に浸透させたいと思っております。

私は中学校教員として、38年間学校現場で勤めてまいりましたが、常に、子供たちの登校した朝からの状況について、しっかりと目を光らせて、つらい思いをしている子どもがいないか、寂しい思いをしている子どもがいないかの把握に努めました。これは私だけではなくて、学校の教員すべてがそういう思いを持って子どもたちを迎え入れております。

残念ながら、子どもの辛い思いを飲み取れなかったケースもあることは間違いない事実でございます。しかしながら、常に子どもの様子を見て、子どもの生活日誌の記述も十分に配慮して、子どもの小さな変化を見逃さずに、速やかに対応するということは、今後とも、各学校現場に浸透させて参りたいと思いますし、本町の教職員は、子どもたちのことを真剣に考え、対応してくれる教職員だと私はそう信じておりますので、これからも教職員とともに対応してまいりたいと思います。

それから、事例の問題解決にとって何よりも重要なのは教員が1人で抱え込まないことです。1人で抱え込むと問題解決の糸口が見えてきません。まずは学校内で情報を共有し、様々な対応を考え、子どもや保護者の立場に立って親身に取り組むことが大事であると考えております。

それから、学校警察相互連絡制度にも代表されるように、学校は子どもの問題について他機関と速やかに連携をとり、対応することが必要であると求められております。私も非常に大事なことであると思っています。教員が警察や児童相談所、その他関係機関と辛い思いをしている子どもの情報を共有し、その子のために何ができるのか、各関係機関、それぞれ専門の立場で様々な手法を持っております。それを十分把握しながら取りまとめながら、子どもに対応し、悩みや不安を和らげていき、いじめの解消につなげていくことは非常に大事だと思っておりますので、私は関係機関と、胸襟を開いて、これからも連携をとり続けていきたいと思っておりますし、校長にもそのように指導したいと思っております。

十分な回答にはならなかつたかもわかりませんが、辛い思いをする子どもや保護者が、1人でもなくなるように、誠心誠意、被害者の立場に立って努力をしてまいる所存であります。

そういう学校現場をまた見守り、ご支援をいただければ大変ありがたいなと思って

おります。

十分な意を尽くせませんが、回答とさせていただきます。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○15番（福家利）議長、再々質問。

○議長（河野）福家君。

○15番（福家利）はい。

○15番（福家利）教育長、熱い思いありがとうございます。これからもどうぞ子どもたちのためによろしくお願ひいたします。

再々質問でございますが、先ほどＩＣＴリテラシー教育の問題、私が話をしましたが、支援員を増やす、増員するということであります。適切にこれを利用する事が大事なことでございまして、ネットの世界っていうのは嘘や、青少年の子どもたちには有害なものがたくさんあります。

そういう中で、危険があるからその中でどういう正しい情報を選択する力を養うというのが大事なことであります。その支援員さんが各学校にですね、どのぐらいの支援員さんが入ってくるのか具体的に人数を提示していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○学校教育課長（岡下）はい、議長。

○議長（河野）岡下学校教育課長。

○学校教育課長（岡下）福家利智子議員の再々質問にお答えいたします。

ＩＣＴ支援員の配置ということでございますが、現在各学校、すべての学校に配置されております。これは業者委託をしておるわけですけれども、今年から行っているのは先ほど教育長が答弁いたしましたように、ＩＣＴリテラシーに関する支援というのも含めてお願ひするということを始めております。

今までいわゆるタブレットの利用であったりソフトの利用であったりそういう指導だけであったんですけども、より専門的な方でありますので、そういう専門的な情報もお持ちだというところで、こういったトラブルの情報等も含めて、指導していただけるというような体制になっておりますのでご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（河野）以上で、福家君の一般質問を終わります。

○15番（福家利）はい。最後になりますが、児童生徒が楽しく学びつつ、生き生きと学校生活が送れることを願いまして、一般質問をさせていただいて終わります。

ありがとうございました。

○議長（河野）13番、井上博道君。

○13番（井上）はい。井上です。

○議長（河野）井上君。

○13番（井上）それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

「不適切投棄の山間部での現状と対策について」。

私たちの社会におけるごみの生成は、程度の差はあれ、不可避な問題であり、環境への景響も計り知れないものがあります。ゴミが不法に投棄されたり、適切に処理されないまま放置されれば、人体にも自然環境にも深刻なダメージを与えます。

このような状況をただ批判するだけでは、根本的な解決には至りません。私たちが取り組むべきは、生活様式（ライフスタイル）を見直して、ゴミを極力出さないことだと思います。そのための啓蒙活動、地域コミュニティの協力、リユースやリサイクルの促進、消費行動の見直し、地域の特性に応じた廃棄物削減の取組み強化等が必要だと思います。これらの施策は、環境保護に寄与するだけでなく、地域の持続可能な発展にもつながります。

さて、本町西分 2059 番地 1。（以下、西分地区と申し上げます）への物品不道切投棄事案が一部情報誌やネット等で報道されて以来、本町町民の一般廃棄物や産業廃棄物管理への関心の深まりに加えて、本事案に対する認知が拡がってきてています。地元の一部の人の間では、物品搬入・投棄が以前から知られていたようであり、長期間に亘ると推定される、西分地区への不適切投棄の現状は酷いものです。そこで、一般廃棄物及び産業廃棄物に係る本町の日常パトロール方法等に加えて、本事案の現状と対策について、常体で失礼とは思いますが、以下の 7 点に対する本町の見解を伺います。

1、日常の各種ごみ出し状況の点検、山間部への廃棄物有無等に対する日常パトロール方法、人員、点検エリアの選定基準と記録方法、望遠鏡・ズームカメラ等の監視・記録機器の携帯有無はどうか。

2、不法盛土を早期に発見して対応するため、盛土規制法に基づく規制開始後、定期的パトロール、衛星データやドローンの最新技術を活用した監視、住民が通報しやすい環境備、ヘリコプターによる空からのパトロール等の検討を香川県は進めている。廃棄物に土を多量に被せて隠せば、通常の盛土と判別しにくくなる。先述の香川県の施策は効果的であり、本町でも取り入れるべきあるが、予算規模の違い等の課題もある中、本町ではどこまでの施策が可能なのか。

3、西分地区不適切投棄事案を本町はいつ、どのようにして知ったのか。本町内での不適切投棄事案は他に有るのか無いのか、実態を把握しているのか。

4、西分地区当該地の地目は田であるが、本町農業委員会が本事案を知ったのはいつなのか。日頃の町内農地のパトロール状況と、問題があった場合の対応はどのようにになっているのか。当該地は道路から見える場所なので、山奥のために見逃したという言い訳は出来ない。怠慢か付度ではないのか、と疑われても仕方がない。

5、投棄物の内容によっては、当該地から近距離（直線距離で約 100 数十メートル）にある、綾川源流である西長柄川に有毒成分が漏出している可能性が考えられる。本町及び近隣市町の河川汚染、健康被害の有無を検証する必要があると思うが、どのように対処するのか。

6、本町、特に山部がごみ屋敷状にならないよう、さらに厳しい条例を制定して厳しく取り締まるべきである。不法投棄の疑いがあり、道路からも投棄物の一部が視認でき

る事から、本町には立ち入り検査をする権利と義務がある。香川県警及び県関係当局とも連携して、豊島の産廃問題のようにならないよう、直ちに行動に移すべきである。調査・捜査結果しだいでは、農地法違反（農地違反転用）、廃棄物処理法違反による措置命令（行政処分）が必要になる。これらについて、どのように考えているのか。

7、今後の再発防止策について、本町はどのように考えているのか。本町が本事案に対して真剣に取り組んでいるのかどうか、町内外から疑惑を持たれているかもしれない。本事案について、町内外の人に対して本町はどのように説明し、信頼回復を図るつもりなのか。対応が良くなれば、怠慢の誇りを免れない。

一般廃棄物及び産業廃棄物に係る本町の日常パトロール方法等に加えて、不適切投棄の山間部での現状と対策についての本町の考え方をお聞きして、私の質問を終わります。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） ご質問にお答えをいたします。

1点目の山間部への廃棄物有無等に対する日常パトロール方法等についてであります、日常的に監視機器類を持参し、点検エリアのパトロールは行っておりませんが、他課との連携によりまして公道等で廃棄物を発見した場合には、情報提供によりその都度、対応をしておるところでございます。

また、香川県が定期的に実施している不法投棄の監視においても、廃棄物の事案があった場合には情報提供があり、対応をするようにしております。

2点目の香川県が検討している盛土規制法に基づきますパトロールについては、ヘリコプターの活用やドローン等の最新技術を用いることで、事案の発見に効果的な手段であると考えております。しかしながら、予算規模が大きくなることもあります、町といたしましては、香川県からの情報提供を受けることを主に検討を進めてまいります。

3点目と4点目の西分地区の不適切投棄事案についてですが、香川県中讃保健福祉事務所から本年2月中旬に情報提供を求められました。その後、3月上旬に得た情報によりまして、香川県と情報共有を図っております。所在と確認に不測の日数を要したということでございまして、4月中旬に目視による現地確認を行い、本町の農業委員会へ情報提供を行っております。町内農地パトロールは年1回実施をしており、問題があった場合には、現地を確認し、香川県と情報共有を図り、連携して対応してまいります。

5点目の水質の問題については、町内の9カ所で水質検査を行っております。その中に、西長柄川の水質検査も含まれておりますので、今後もこれについては注視してまいりたいと思います。

6点目の不適切投棄に関連する法規制については、廃棄物の処理及び清掃に関する

法律により、対応や罰則が規定しております。

また、立入検査等の権限がありますが、今回の事案に関しましては、香川県及び高松西警察署と連携を取り対応中でありますので、個別の対処方法については、差し控えをさせていただきたいと思います。しかしながら、ご指摘の豊島問題にならないように、今後も、事案が発生した場合には、香川県と連携をとり指導・改善をしてまいります。また、高松西警察署とも情報共有を図り、捜査等への協力も行ってまいります。

最後に7点目の今後の再発防止策についてであります、前に述べましたとおり、他の関係機関等との連携が必要であると考えております。山間部は面積も広く発見に時間を要することが考えられます。さらに、私有地で行われたものについては、早期に発見することが困難と考えております。

町いたしましては、クリーン作戦、グリーンボランティア等の清掃活動を行うことで、環境保全への住民の意識向上を図り、情報提供による早期発見につなげていきたいと考えております。継続的に支援を実施してまいります。また、他の課との情報共有を図るとともに、関係機関との連携についても、引き続き、進めてまいりたいとそのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○13番（井上）はい。再質問あります。

○議長（河野）井上君。

○13番（井上）何点か質問をさせていただきます。

1番目に関連して、パトロールをするときに、監視機器とか点検機器、特に持っていないとか、パトロールは、定常的にやってるわけではないようなことを聞きましたが、特に旧綾南地区とか国道沿線とか、比較的にぎやかなところはいいんですけども。山間部、旧綾南地区でも、羽床地区とか山間部もありますけども、旧綾上地区のですね、広大な山間部もありますので、毎日点検するというのは当然無理ですけども。やはり例えば月曜日は粉所地区、火曜日が西分とかですね、ある程度のパトロールのエリアとか対象を決めてですね、何かあったときは記録をとる、例えば、スマホで十分じゃないかもしぬないので、ズームつきのカメラとかですね、或いは、単に車で走るだけじゃなくて、何か発見したら、望遠鏡でもう少し詳細に遠方の方が見れるような、そういう監視機器を、これから導入して、今までやってなくとも、これからはぜひ、こういう事案もありましたので、すべきであると思いますが、それに対する見解を、お聞かせを願います。

2番目、県の施策を、ちょっと話をさせてもらいましたが、県から情報を受けるというようになれば、それなりに対応するでしょうけども。やはり、別に、綾川町がですね、ヘリコプター飛ばしてとかどうのこうのそこまで私も求めてないですし、現実的には無理ですけども。今頃でしたら航空法とかにあんまり引っかかるようなドローンとかもありますので、町内にもそういう操作に長けてる人たくさんいますので、特に山間部とかですね、農道、今回の事案もそうですけども。普通に走っていれば、もう完全

に見落とすんですね。ちょっと事前に情報とかあって、ゆっくり走れば、すぐわかります。わかつてもその、なかなか入りにくいところもありますので、やはり、もう今時、ドローンで飛ばして点検するようなことは、当然やるべきであると思うんですが、もう1回ちょっとしつこいですが、その辺の考えをお聞かせ願います。全部してくださいと言つております。

3番目、本町がいつ知ったのかということで2月中旬に、香川県の中讚保健所から連絡を受けたというようなことを聞いておりますが、2月の中旬というとまだ3カ月ちょっとぐらいですかね。その前も、建設課ないし経済課とかですね、住民生活課、関係各課それなりにパトロールして対応してると思うんですけども。2月の中讚保健所から連絡が来るまで、全く気づかなかつたというか、知らなかつたのかと。そういうふうに解釈してよろしいんでしょうかね、受けとめてよろしいんでしょうか。およそ、かなりあの辺の近隣の住民の人がですね、トラックで、ダンプで、物持ってきて捨てたりとかですね、中には重機、ユンボとかもありましたけども。それを役場がですね、2月の中旬まで全然知らなんだと。今の回答からすると、2月の中旬知ったということですから、2月の中旬まで全く知らなかつたのかというのは私いささか不自然じゃないかなと思っております。で、その前は本当に知らなかつたのかと、日常パトロール点検方法も含めて、もう1回お答え願います。

それと4番目の、本町農業委員会がいつ知ったのかということで、私もこれは、地籍図ですね、いろいろ確認させていただきまして、当該地、2059番地1は、田んぼになつたるわけですけども。農業委員会の人も日頃ですね、よく農地をパトロールしておられるというのも私は聞いておりますが、特に山間部のですね、こういうのもちょっと見たら、山林や雑種地やら何やらわからん土地もありますけども。農業委員会の方が、町と同じく中讚保健所から連絡あった日、2月中旬前後ぐらいまで、全く知らなかつたのか、或いは、西分地区の農業委員の方おられますけども、本当に全然知らなかつたのか。その辺のところもちょっとお聞かせを願います。

5番目、例によって、個別案件は差し控えるという国会答弁のような答弁ありましたけども、これは差し控えていいものと悪いものがありますし、差し控えるちゅうのは何か言つたらまずいことがあるなんかというふうにとられる場合もありますんで、なるべくその個別案件を差し控えるというような、答弁は、それこそお控え願いたいんですが。以前にも私は長柄ダムの拡張案件で聞きましたが、やはりこれ百数十メートルしかないんで、内容によってはですねやっぱり西長柄川の方に漏出している可能性もあるんじゃないかと思うんですけども。それで建設課、当時の建設課の答弁では、環境計量士などに頼んで、水質検査を何か、年に3回ぐらいやってるというのを聞いたんですけども。水質検査もですね、当然やったほうがいいんですけども、もう少し検査の頻度を高めるとかですね。で、水質検査もどういう成分があつたかとか、公表を含めてですね、県の方から公表されてるか知りませんけども。もう少し、日頃のチェックですね、毎日とは言いませんけど、週に1回とか月に1回ぐらいもう少し頻度を上げて、点検すべき

じゃないかと思うんですが、その辺はいかがお考えでしょうか。

6番で関連いたしましたが、これ現場私も、時々数日に1回パトロールしていますが、全くこの数カ月全く状況は変わっておりませんが、一刻も早くですね、行政レベルで、掘り返しさせるなり撤去させるなり、もう少し県とか警察との関係もありますが、もう少し、危機感を持ってですね、ちゃんとやらんといかんと思うんですが。その辺の考えをもう1回お聞かせを願います。

最後の7番。これは町内、ネットにも載っておりますので、町内外の方からかなり関心を持たれてますんで、本町は今後どういうふうに対応していくのかと。この件に限らずですね、絶対似たような案件もずっと起きると思いますんで、その辺のことを含めて再度、見解をお聞きいたします。以上です。

○議長（河野） 中添住民生活課長。

○住民生活課長（中添） はい、議長。

○議長（河野） はい、どうぞ。

○住民生活課長（中添） はい、議長。

○住民生活課長（中添） 先ほどの井上議員のご質問にお答えいたします。

日常のパトロールですけれども、これ、今現状ですね、経済課、建設課と、連携を取りながらやっていっておりますので、これを引き続きやっていきながらですね、ちょっと研究の方をさせていただきたいというふうに思います。

それからドローン等最新機器の導入に関しましては、有効な手段ではあるとは思いますが、これも今後のちょっと研究ということで、ご理解いただきたいというふうに思います。

それから続きまして情報提供のなんですけども。すいません、私の方で西分地区の方から、その件に関しまして情報には入っておりませんでした。従いまして、これからですね、その情報提供のあり方等も踏まえて、研究させていただきたいというふうに思います。

それと最後5番目ですね、すいません。ここは、情報提供の件に関しましてはですね、失礼しました。捜査ということでですね、限られておりますので、ご理解いただけたらというふうに考えております。

水質の検査につきましては、県と一緒にやっておりまして、年に6回、やっておりますのでその報告は、県の方から出るようになっております。私の方から以上です。

○議長（河野） 福家経済課長

○経済課長（福家） はい、議長。

○議長（河野） はい。

○経済課長（福家） 井上議員の再質問にお答えをさせていただきます。

農業委員会につきましても、住民生活課と同様でございまして、本事案につきましては2月ごろの情報提供ということでございます。この本事案につきましてはフェンス等もございましたため、中に入れなかつたこともあります、今回確認ができたところ

でございます。以上でございます。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○13番（井上）はい。

○議長（河野）はい、井上君。

○13番（井上）なかなか短時間で協議を進めるのはなかなか難しいので、これで1つ、一応終わりたいと思いますが、1つだけですね、現場に重機、ユンボが1台。確か2月の中旬前後だったと思いますけども、ユンボがありますけども、それは、岡本よりちょっと手前の四国なんたらレンタルなんか、重機のレンタル会社があるんですけども、そこの会社が徳島県内の建設会社に一応貸したと。その徳島県内の建設会社は、また違う人に又貸しをしたということで、この辺の責任等の所在とかね。この辺もいろいろちょっと問題これから明らかになってくると思うんですけども。

この過程においてですね、今まで申し上げませんでしたが、一部の情報誌というのは、議員16人全員に配布されるんで知らない人はいないと思うんですけども、四国時報ですね。四国時報の情報とか、新聞の情報とかによると、「現場にユンボがあって、それを四国時報さんに取り上げられてるぞ。」と。これから先私の推測じゃないんですけど、一部意訳入ってますけども。――

――いやこれ確定じゃないんですけども。そういう情報もあるということで、本町の執行部もそうですけども、やはり議員はですねこういうことが、万が一にも疑われることがないようですね、日頃の言動、私もそうですが、私も含めて十分に注意して、こういう案件には対応していくかなければならないなと思ってます。執行部の方で引き続き、気を入れて、よろしくお願ひします。以上で終わります。

○議長（河野）以上で、井上君の一般質問を終わります。

○議長（河野）ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前 10時45分

再開 午前 10時55分

○議長（河野）休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

○議長（河野）5番、森繁樹君。

○5番（森）はい、議長。

○議長（河野）森君。

○5番（森）5番、森です。

○議長（河野）森君。

○議長（河野）森君は一問一答であります。1問目の質問を許します。

○5番（森）はい。議長に許しを得たので一般質問をさせていただきます。

「綾川に泊まる理由を作る」。

本町にホテルがあつたらどうなるでしょうか。どこに、どういった、ターゲットを誰にして、という視点でホテルがあつたらどうなるかを考えてみました。

本町は「通過される町」とよく言われます。事実、国道32号の日平均交通量は上り下りで約3万3千台、高松道・高松西IC～善通寺IC間は延べ4万6千台。ところが、これだけの車が行き交うにもかかわらず、本町で泊まる理由はほぼありません。観光名所は限定的、既存宿も少なく、ドライバーが「ここで泊まろう」と決断する最後の決め手は価格と利便性しかないのが実情です。

ターゲットを「車客」で考えてみます。

綾川に足を踏み入れる手段は飛行機から、車、電車が主にあると思いますが、今回は車客に絞って考えました。

理由としては、県外観光客の約79%は自家用車・レンタカー・高速バスで来県しています。

そこから推測で綾川町を通過した車利用県外観光客を推測で計算すると709万5千人と数字が出てきます。

車客は宿泊先を条件検索し、「料金」「駐車場の有無」「ワンストップ施設の近さ」で決める傾向が強いとあります。

まとめると、勝ち筋は「安さ+イオン近くのロードサイドホテル」という一つの案になります。

宿泊料金を平日4,500～6,000円、休日7,000円前後を設定し、高松中心部との差別化を図ります。中心部ビジネスホテルは休日7,000円超が相場です。最近高くなってきたかなと思っています。

駐車場については、出来れば平面で大きく確保したいと考えます。高松市中心部は多くが立体駐車場で、有料が基本です。

高速のアクセスでは市内ホテルから高速入口まで渋滞リスクがあるのに対して、本町では府中湖ICや高松西ICまでの短時間がアクセス可能です。

具体的に望ましい設備として、無料平面駐車場の他、大浴場があると思います。

大浴場をスポーツジムとシェア利用する形などの案もあると思います。実際入口を分けて一つの大浴場を使うスタイルの施設も多くあります。もちろん経営が同じということが望ましいですが、上はホテル、下はテナントという形も可能性としてあると思います。

競合である高松市中心部と真っ向勝負せず、「安い・広い駐車場・イオン近く」で差別化すれば、流入車両の3%が泊まるだけで21万泊、消費額が約9億円を町内に滞留させることの計算になります。

また別の宿泊施設としての話ですが、「もみじ温泉」をスポーツ合宿施設として運用するはどうでしょうか。全国を見ても地域にぎわいをもたらすスポーツ合宿施設という事例はたくさんあります。言うまでもなく、ホッケー認定の町や周辺施設、周辺施設で行われているイベント等との絡みを深く強め戦略をもってPRしていく必要があります。高齢者のデイサービス用施設と入口を分けることや、時間帯を調節することで大浴場をシェアするという形にすることで、今までより経費負担を分散するという考え方も出来るのではないかでしょうか。社会福祉協議会が管理運営ですが、箱の所有である町に対して、今後の運用に何かお考えがあるか合わせてお伺いします。お願いします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい。

○町長（前田） ご質問にお答えをいたします。

まず、町が地域の特性や多様なニーズに応じた宿泊施設を整備することは、その運営に多大なコストがかかり、十分な収益を上げることは難しいという現実があります。

そのような中で、町内においては、一棟貸しの宿など、民間事業者による宿泊施設が既にオープンをおこなっています。民間事業者との連携を強化し、相互に利益を享受できるような仕組みを構築していくことが重要であると考えております。

また、「もみじ温泉」ですが、平成6年3月に綾上町社会福祉センターとして開設され、綾川町社会福祉協議会が現在建物を所有しております。今年で築が31年経過し、ここ10年間では、サウナとかトイレ、エアコンや加圧ポンプなどの修繕に約2千7百万円余りの多額の費用を費やしてたところあります。

さらに、浴場に関わる箇所だけの改修には、令和4年度の見積もりで1億3千万円程度の費用が必要であることから、令和7年の1月開催の綾川町社会福祉協議会理事会において、令和7年6月末をもって一旦休止するということが決定をされております。

「もみじ温泉」をスポーツ合宿施設として運用するには、施設の老朽化や建物の用途変更に伴う改修工事に多額の費用を要することや、年間を通じて安定した集客を見込むための集客戦略など様々な課題があり、町が運営する場合には、その柔軟性や迅速な対応が難しいため、採算性の観点からも慎重な判断が求められるところでもあります。

いずれにいたしましても、現時点で町としては宿泊施設を整備する予定ではなく、市場の動向を敏感に捉え、需要に応じたサービスを展開する能力がある民間事業者が実施すべきものであると考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（河野） 再質問はございませんか。

○5番（森） はい、議長。

○議長（河野） 森君。

○5番（森） はい。答弁ありがとうございます。

利益を生むのは大変厳しいというのはもう重々わかってるところですけれども、でも誘致するところ、合致するような民間企業があれば、ぜひ進めていきたいなという認識でよろしいかなっていうのがまず1点と。

これぐらいコストがかかりますっていうのは、いっぱい答弁もらったんですけど、こうあつたら、これぐらい利益を生むかなっていうところの数字っていうのも実際考えていっていただけたらいいかなと思います。

それも含めて民間にお願いするっていう形なんだとは思うんですけども。もう、これ以上でもない、これ以上何かをもらおうと思ってないんで、しっかり検討していっていただけたらとは思っています。以上です。

○議長（河野） 福家総務課長。

○5番（森） ありがとうございます。

○総務課長（福家） 森議員、再質問の民間企業へ任す認識というところと、その辺の数値についてお答えをいたします。

町長答弁でもありましたとおり、町といたしましては、民間の活用してですね、民間の利用により、活用したいなと今のところ考えております。

これにつきましては、当然ながら公共施設の適正な管理も含め、これから検討はしてまいりますが、そういったところ、民間利用を念頭にですね、これから進めていきたいなど考えております。以上です。

○議長（河野） よろしいですか。

○5番（森） はい。

○議長（河野） はい、1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○5番（森） 失礼しました。ありがとうございました答弁。ぜひ、検討と報告もお願いします。ありがとうございました。2問目いきます。

「町内バス事業における自動運転バス導入の可能性」。

近年、運転士不足と高齢化が同時進行し、地域公共交通の維持が全国的課題となっています。国は「2025年度までに全国50カ所、2027年度に100カ所超で自動運転移動サービスを実現」との目標を掲げ、制度整備と補助メニューを拡充しております。

本町においても運転士確保が年々厳しさを増し、既存ルート維持のための財政負担が避けられない状況です。こうした中、遠隔監視型・完全自動運転（レベル4）ないし限定条件付き自動運転（レベル2～3）を段階的に導入、またはそういった実証実験に對して町の考え方を聞きます。お願ひします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい。

○町長（前田） はい。2点目のご質問にお答えをいたします。

町営バスの現状といたしましては、現時点では事業者により問題なく運行ができるという認識であります。ただし、全国的には運転手不足及び高齢化が進行しており、綾川町も例外でないことは町としても認識してはおるところであります。

自動運転車両の導入によりまして、交通の効率化や高齢者の移動手段の確保等、様々な効果が期待できるところでありますが、一方で危険予知のためのセンサーが悪天候時に正常に作動しない等、安全管理上の技術的な課題が山積しております。

また、自動運転車両を導入し1年間運用する際のコストは、令和7年1月28日に開催されましたデジタル庁所管のモビリティワーキンググループにおいて約2億2千万円と示されており、初期投資にかかる費用が膨大であることも大きな課題となっております。

これらは課題ですが一例であり、自動運転については一朝一夕に導入可能な技術ではないということでありまして、他市町の先行事例や社会的な動向を注視しながら、町における実証実験等については今後の研究課題ということにさせていただきます。

以上、答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○5番（森）はい、議長。

○議長（河野）森君。

○5番（森）答弁ありがとうございました。

メリットデメリット、僕も十分理解してるつもりでございます。

ただ、自動運転のこのシステムというかこういうサービスが、何年か後にはもう当たり前になるかなというふうに認識してらっしゃいますか、というのがまず一点。

認識してらっしゃる、もし「はい」であれば、何ていうんすかね、民間というか個人、個々の考え方っぽいかなと言いますけど、どうせするんだったら早いほうがいいかなっていうのは、個人的には思うところあります。

その点、お答え、お考えをお願いします。

○議長（河野）福家総務課長。

○総務課長（福家）はい、議長。

○議長（河野）福家君。

○総務課長（福家）はい。

○総務課長（福家）森議員、質問の自動運転の自動運転が必要であるかの認識について、それから取り組むなら早いほうがいいのではないかというご質問に対してお答えをいたします。

当然ですね、公共交通につきましては、国の方も交通空白区の解消を一番に念頭に入れております。

こういったところを解決する手段としてですね様々な方法例えれば自動運転でありますとか、地域による公共交通の運営とかっていうような内容についても提案していた

だいております。

町としてはですね、自動運転の導入は、認識はですね、必要であるとは考えておりましたが今の町長答弁でもございましたとおり、コストがですね、これから全国的に広まってきた段階でですね、コストの低下が予想されますので、そういうところを見極めた上でですね、取り組むかどうか、検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○5番（森）はい、議長。

○議長（河野）はい、森君。

○5番（森）はい。

○5番（森）ありがとうございました。また調査も研究と含めてその報告を、またお願ひしたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（河野）以上で、森君の一般質問を終わります。

○議長（河野）2番、三好和幸君。

○2番（三好和）はい、議長。2番、三好和幸です。

○議長（河野）三好君。

○2番（三好和）はい。

○議長（河野）なお、三好君は一問一答であります。1問目の質問を許します。

○2番（三好和）はい。2番、日本共産党、三好和幸です。通告に従い、一般質問をします。

主食米の今後を問います。

昨年の8月頃より、米が不足しているとの話が聞こえ始めて、私の方にも実際に高松市内の米の問屋さんからも「在庫の米がかなり不足しているんです。何袋かでも譲ってくれませんか。」と深刻な話をされてきました。

米不足に陥った要因は、減反と低米価政策を押し付け、農家支援を切り捨ててきた政府にあります。国は「需要に応じた米の生産、販売」政策を一貫して取り、特にコロナ危機の2021年～22年の2年間で50万トンの需要が減るからと減産を押し付けたが、コロナ危機後の実際の需要は見込みをわずかに超え、生産の見込みもわずかに減ったとたんに店頭から米が消える深刻な事態となりました。

また、前政権時に10アールあたり1万5千円の所得補償制度ができたが後の政権が2014年には保証を半減させ、18年には全廃し全国の米農家から1,500億円もの所得を奪ったと報道もされて指摘されました。2000年以降、米農家は175万戸から23年には58万戸へと3分の1に激減しました。

また、昨年6月末の民間在庫は、適正な180万トン～200万トンを下回る153万トンしかない一方、2023年6月末までの需要量は705万トンまで伸び、23年産の米の生産量は661万トンしかなく報道からも「明らかに足りてない。」と指摘されておりました。

先日の記者会見でも小泉農水相は「供給量は増えている」という見方に立って「増産する。」と語りながら、増産目標も示しておりません。

その中、物価高騰は命に係わる問題になっていると感じます。「節約するところがなく食費を切り詰めるしかない。」、「スーパーで支払いが終わるまでお金が足りるか心配です。」、また、栄養のあるものを食べるよう医師から指示されてもできない人など、必要な食事を節約せざる得ない実態があります。中でも特にお米は育ち盛りのお子さんを持つ親御さんからは「味には一切こだわらないので、いくらでも出来れば安く譲ってもらえませんか。」との深刻なお話も聞きます。

本町においても、昨年は農協に蔵前出荷される米が激減しました。今年もすでに米の卸売り業者が農家回りを始めて、米を探していると聞きます。米不足は大きな問題です。

にわかに米の増産には、生産者を増やすとか、耕作放棄地圃場の活用等、難しい課題が山積しているのは十分理解しますが、町の考え方をお伺いいたします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） ご質問についてお答えをいたします。

日本の食料安全保障は、4月11日に閣議決定されました新たな食料・農業・農村基本計画の一つの柱になっており、食料自給率は供給カロリーベースで、2030年度に45%とする目標となっております。また、水田政策におきましては、2027年度に見直しをされ、田畠を問わず作物ごとの生産性を支援する仕組みとなります。さらには、米の安定供給に向け、石破首相が、6月5日に閣僚会議を立ち上げておるところであります。このことによりまして、農業政策は大きな転換期を迎えてるものと考えております。

昨年夏以降の米の不足感から、全国的には主食用米の作付け拡大となっておりまして、4月末時点での2025年産米の作付け意向調査では、前年比で5万8千ヘクタールの増、生産量としては719万トンで40万トン増の見通しとなっております。過去5年間では最多となる見込みであります。

香川県におきましても、前年度並みでありますが、本町におきましては、農業者の皆様への、主食用米の作付け拡大の呼びかけによりまして、前年度比、21ヘクタール増の775ヘクタールの作付け見込みとなっておるところであります。今後、令和7年産米の需給状況をもとに、地域計画の見直しを行うことによる農地の有効利用や、担い手以外の意欲のある多様な農業人材認定制度を活用した次世代の担い手の確保に努めるなど、国・県・JA等の関係機関と連携して、主食用米の確保・安定供給を維持できるよう支援してまいりたいとそのように考えております。

以上、抽象的でございますが答弁とさせていただきます。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○2番（三好和）はい。議長。

○議長（河野）三好君。

○2番（三好和）はい。

○2番（三好和）答弁ありがとうございました。

ロシアがウクライナに侵攻して以来、ガス、原油価格が値上がりし、それに端を発して世界的な物価高騰の煽りでですね、肥料、農機具等の出費が重く、やっぱり深刻な米不足で米の価格は、今、去年の2倍になる一方で米を生産する農家が、なかなか再生をしない。色々計画、おっしゃられたのがなかなかそういうのかどうかっていうのは、まだ疑問であります、先日5日に新聞等で見ますと参議院会館で開かれた「今こそ、日本の食と農を守ろう」と題する緊急集会でもですね、生産者JA関係者などからの報告で、特に茨城ひたち農業組合長からはですね、「需要に見合う米をつくる意欲も条件もあるのに、国の需要見通しに基づき、農家が持つ田んぼを35%も潰して転作を強いている。」と強調され、減反政策の転換を求めておられる現状がありました。

また、消費者連盟事務局の女性からはですね、輸入米は安全かと問われ、アメリカからの長距離輸入米は大量の殺虫剤や防カビ剤が使われ、健康状態が非常に不安であるという指摘もあります。

我が国で今、唯一自給できるのは米だと思うんですね100%。

町の立場からではありますけども、あらゆる機会を通じて、また県や国にも、引き続きまた、政策を働きかけて食米を守る政策を働きかけていただきたいと思います。以上です。

○議長（河野）前田町長。

○町長（前田）再質問にお答えします。

おっしゃるとおりでございまして、今回、食料・農業・農村基本計画、これ昨年見直して今年計画ということになったんでございます。

やはり米ですね、価格転嫁がやっぱしきちっとできなんなら、やっぱり生産者はやる意欲を示さんということです。

今回のこれを、今回昨年末からずっと今、令和の米騒動なんて言われておりますけど、もう少し皆さん、消費者の方も生産者の方も、こういうことに遭遇して考えるところに来てるんじゃないかなと思っております。

安けりやいいんじゃない、また高いのも、生産者も高いからいいという話では言っておりませんので、やはり適切な価格転嫁ができる、買う方もそれに、何といいますか、納得できるというような、それがやっぱり必要じゃないかなと思ってますんで、今回国がいろんなことを施策やっておりますけれども、そういう方向に、我々も行って欲しいなと、そう思っております。

やはり農業って大変大事なとこでありますんで、やっぱり安全保障の中で米ってのは一番大きな問題だと思うのでそれはしっかりと、話は進めていきたいなと思ってま

す。

もう抽象的なお話しかできんのですよ。あんまりこうやってやる、なんぼしてやるっていう話はできません。そういうことで、みんなで考えていかないと問題だと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○2番（三好和）ありません。

○議長（河野）はい、三好君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○2番（三好和）はい、議長。

答弁ありがとうございます。2問目に移ります。

「鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に係る捕獲個体の確認作業について」、少し質問します。

近年、鳥獣被害を頻繁に耳にするようになりましたが、山間部に行くとですね、獣除けの電気柵があり昼間でもイノシシ、シカなどに出くわし驚くことがあります。地元獣友会の皆さんには、捕獲、駆除など大変な作業をしていただき、大変感謝しております。

今年になってですね、鳥獣被害対策実施隊員が行う捕獲個体の確認作業実施要領が廃止になったと聞きました。捕獲個体の確認作業実施要領では、捕獲個体の確認作業は実施隊員・捕獲者と2名で行うようでしたが、要領廃止により一人で対応することもあると聞きました。罠にかかったイノシシ、シカなどは非常に興奮しており危険です。個体によっては、イノシシで特に山田上の方では1メートルをはるかに超える100キロを超えるイノシシが捕獲されたとも聞きました、中でも特にくくり罠はワイヤーロープ一本で、足1本かかっているわけですから、場合によってはとびかかってきたり、切れたりする危険もあり、とても危険だと思います。

近隣の自治体では、複数の確認作業は行なわれていないと経済課でもお聞きましたが、実施隊員さんの安全を考える上で、捕獲個体確認作業実施要領の廃止はやめるべきだと思いますが、本町の考え方をお伺いします。

○議長（河野）前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（前田）はい、議長。

○町長（前田）はい。2点目のご質問にお答えをいたします。

本町の鳥獣被害対策実施隊員が行う捕獲個体の確認作業については、令和7年4月1日付けで実施要領を廃止し、現在は行っておりません。

実施要領の廃止についての経緯ですが、昨年度、綾歌地区獣友会役員との協議の中で、「県内他市町では、このような確認作業は行っていない。獣友会会員は、捕獲だけすれば良いのではなく、捕獲者自身が、自己責任により、捕獲から止めさし、埋設までを行えるように人材育成を図りたい。また、捕獲確認者がいないことにより、一人で行う止めさし等の作業には危険が伴うが、そのことについては、獣友会として検討す

る。」との意向から廃止したものであります。

町といたしましては、猟友会の意見を尊重し、実施要領を廃止し、鳥獣被害対策実施隊員が行う捕獲個体の確認作業は、他の市町と同様に、実施しないこととしております。

以上、答弁とさせていただきます。以上でございます。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○2番（三好和）はい。再質問します。

○議長（河野）三好君。

○2番（三好和）はい。

○2番（三好和）答弁ありがとうございます。

「今年の令和7年度よりイノシシ等捕獲現場確認者を廃止することとします。」という事務連絡が実施隊員に届いて、驚いた方も多くいたと聞きます。

また今年は、北海道東北を中心にクマなどが頻繁に住宅地の現れたりしてですね、住民が襲われるケースが報道されたりしておりますし、地元猟友会の皆さんとか、警察の方が対応しておりますが、なかなか法律でも住宅で発砲できないとか、いろんな条件があって、また価格は、捕獲奨励金が安すぎて、もうなかなか隊員が組織できないとか、いろんな、条件もあるかと思いますけどそれも幾分か見直されてきてるんだと思います。

また、綾川町においても、イノシシ、シカ、サルにおいては1万円の奨励金を1万5,000円に増やした。

イノシシ、アライグマなどはやり直し、ハクビシン、アライグマなどはそのままだそうですけども、本当にね、「幾ら保険に入っているとはいって、実施隊員の隊員というのはお金でやってるんじゃないんでね。僕らはお金が上がったからどうこう言うんじやなくて本当に鳥獣害を心配して、ほぼボランティア精神で頑張ってるのに、あまり冷たいんじゃないかな。」っていうのが、今の住民の声をよく聞きます。

やはりね、大事な命ですし、こないだ僕、箱罠とくくり罠を見に行きましたけども、箱罠に入ってる、檻に入ってるイノシシは安全じゃないかと思いましたが、もうその下をね、50センチぐらい掘って逃げようとしてるんですよ。ですからもうちょっと遅かったら出てるかもしれない。くくり罠にかかるてイノシシは自分で掘ってですね、ほぼほぼもう土に埋まってるんです。だから、見た感じわからへんのですけど飛び掛かってくるっていうはワイヤー一本ですから、やっぱり命に関わる。

止めさしも見ましたけども、もうね、やり一本で立ち向かっていくんですね。それを、これでいいのかというのは、私も実感した意見ですが、捕獲者確認者をやっぱり複数で行うようにすべきだと思いますが、再度お伺いしますがいかがでしょうか。

○経済課長（福家）はい、議長。

○町長（前田）福家経済課長。

○経済課長（福家）はい、議長。

○経済課長（福家）三好和幸議員の再質問にお答えをさせていただきます。

この確認作業につきまして1人で行いなさいということではございませんで、これは、先ほど答弁の中でもございましたように、獣友会の中からご意見が出ておりま

す。

この実施隊員というのは獣友会から推薦をいただいて任命をしている隊員でございますので、この件につきましては獣友会内部で十分検討をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○2番（三好和）ありません。

○議長（河野）はい。

○2番（三好和）ありがとうございました。

○議長（河野）以上で、三好君の一般質問を終わります。

○議長（河野）11番、大野直樹君。

○11番（大野）議長。

○議長（河野）大野君。

○11番（大野）はい。11番、大野です。

○議長（河野）大野君は一問一答であります。1問目の質問を許します。

○11番（大野）はい、それでは質問をさせていただきます。

「ひとり親家庭およびワンオペ育児家庭への支援と相談体制について」お尋ねをいたします。

少子化の進行とともに、家庭の形は多様化し、ひとり親家庭や共働き家庭でのワンオペ育児の家庭が増えています。育児・家事・仕事を一人で抱えることにより、精神的な負担が大きく、孤立や困窮のリスクを高めています。今こそ行政が、支援制度の拡充と、より利用しやすい相談体制を整えることが必要だと考え、以下質問をさせていただきます。

1問目、本町におけるひとり親家庭の現状と把握状況についてお尋ねをいたします。

現在、本町に住むひとり親家庭の数、属性、就業状況等の把握はどの程度されていま

すでしょうか。

ワンオペ育児の実態について、どのように把握しているのでしょうか。

こども園や学校、アンケート、相談窓口の声かけなどの手段はどのように情報収集を

していますでしょうか。

ひとり親家庭の把握について、実際に経済的な支援を受けているかどうかの数字はどのように把握をしていますでしょうか。例えば、非課税世帯や児童扶養手当の受給世帯の数をしっかりと確認し、現場の声と照らし合わせて分析することで「困っている家庭の数」や「支援が必要な家庭の規模感」が見えてくると思いますが、いかがお考

えでしょうか。

次に、既存の支援制度の周知状況と利用状況についてお尋ねをいたします。

ひとり親家庭向けの支援（例えば、医療費助成、就労支援、住宅手当等）や相談窓口の周知状況と、実際の利用率についてお尋ねをいたします。

町としても広報などをしていると思いますが、支援を必要としているにも関わらず、情報にアクセスできない層や家庭へのアプローチはどのように行っていますでしょうか。

次に、相談体制の整備と強化について お尋ねをいたします。

こども園、学校、綾川町少年育成センター、地域包括支援センターなどとの連携を通じて、孤立しがちなひとり親家庭への早期支援体制を構築する必要があるが、現在の支援体制並びに現在での支援体制ではサポートできない事例に対する家庭への対策についてどのようにお考えでしょうか。

相談しやすい環境づくり（例えばL I N EなどのS N S相談、夜間・土日対応の窓口設置など）への取組みについて対応をお聞かせ下さい。

相談のハードルを下げる工夫についてはいかがお考えでしょうか。

連携では拾いきれない事例（例えば精神疾患、D V、外国籍の方に対して）への対応策についてはどのように行っているでしょうか。

上記4点について他の市町を参考にしながら今後取り組んでいく支援などがあれば教えて下さい。

次に、他自治体の先進事例を踏まえた提案です。

例えば、川崎市では「ワンオペ育児S O S窓口」を設け、育児疲れの解消に向けた臨時保育や、電話相談に力を入れているそうです。そのような同等の対応はどうしているのか教えて下さい。

次に新宿区では、L I N Eによるひとり親家庭向けの「お知らせ配信」や「緊急時支援情報の提供」を開始しております。

L I N E等相談などについてはひとり親家庭やワンオペ育児の相談だけではなく、様々な課にわたって利用できると思いますが、本町についても、是非公式L I N Eなど開設していただき、誰でもが相談できる体制の構築をお願いしたいが、いかがお考えでしょうか。

次に、子どもへの影響と学習支援・居場所支援についてお尋ねをいたします。

ひとり親家庭の子どもが、経済的・心理的な理由から学習機会や居場所を失わないようにするために、現在の支援に加え（学習支援教室、他の地区での子ども食堂等の開設）今後の更なる取組みについてお聞かせください。

放課後の居場所や長期休暇に居場所がなく孤立しがちな、保護者自身も相談ができる人が身近にいないと言った家庭に対し、行政だけでは届きにくい生活の隙間に對して民間の支援団体や地域ボランティアの育成についてどのようにお考えか教えてください。以上、お願ひします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（前田）ご質問にお答えをいたします。

1点目の「本町におけるひとり親家庭の現状と把握状況について」であります。本町のひとり親家庭数は、児童扶養手当の現況届等でひとり親家庭数、属性、就業状況等を把握しております。ワンオペ育児に特化はしておりませんが、子育て支援施設や子育て支援センター、こども園や児童館等での育児相談を受けておりまして、業務日誌で内容を把握しております。

また、小中学校では、準要保護就学援助費において、経済的に苦しい家庭への援助を実施しており、その中で「ひとり親」の家庭も対象となることから把握をしております。

2点目の「既存の支援制度の周知状況と利用状況について」であります。児童扶養手当の現況届の案内時に県の福祉事務所のひとり親家庭向けのチラシやハローワークの就職活動を応援するチラシを同封しております。昨年度は、そこから1名の就職につながったということです。

3点目の「相談体制の整備と強化について」であります。令和6年度から、町では重層的支援体制整備事業に取り組んでおり、包括的に支援を進めることができる支援体制を整備して、その中の包括的支援会議において、各機関だけでは解決できないケースについて、支援の方向性を協議しております。

また、今年度からスクールソーシャルワーカーを1名増員したり、学校生活相談員や県からのスクールカウンセラー派遣事業を活用するなどして、相談体制を整備しております。

4点目の「他自治体の先進事例を踏まえた提案」であります。町の一時保育施設では、育児疲れを理由とした利用や子育て支援施設や子育て支援センター等での育児相談、子育て支援課での子ども育児相談専用電話も開設をしております。公式LINEの構築は、研究課題といたします。

5点目の「子どもへの影響と学習支援・居場所支援について」であります。今年度から町のひとり親等学習支援事業の対象者を小学3年生から6年生を、小学1年生から中学3年生までに拡充いたしました。塾に通っていない中学3年生を対象としたステップアップセミナーも昨年度から夏・冬年2回の開催となっております。

また、少年育成センターにおける教育支援センターによる学校と連携した相談活動や不登校児童生徒の学習の居場所づくりとして支援をしております。今後も継続的に支援してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○11番（大野）はい、議長。

○議長（河野）大野君。

○11番（大野）はい。再質問させていただきます。ご答弁ありがとうございました。

様々な取組みをされていることは十分承知をしております。また塾のステップアッ

普も冬も開催するということでやつていただいていることも十分把握をしております。

そういう中で、一番問題なのは、まず1つが、情報が届かないっていうのを何とか解決をしていただきたいというのと、あと、相談したくても相談ができない相談の場所がわからない。当然、役場としてはこういうところに相談してくださいねっていうこともお伝えしているとは思いますが、なかなかその相談を受けたい方が相談できない状況がありますので、ぜひ、先ほど福家利智子議員の中でも、いじめの相談とかもあったと思いますが、そういうものも含めてですね、町民の皆さん気が軽に言うたらいかんですけど、簡単にアクセスができる、もう相談のハードルが下げる仕組みをですね、ぜひ作っていただきたいと思っております。

これ、各課で取り組んでいけばですね、いいかなと思いますし、ラインについては、公共が使えるものもたくさんありますし、他の市町もしておりますので、ぜひこの相談窓口のハードルを下げるなどをですね、ぜひやっていただきたいなと思いますが、今現状で何かできることがもしあれば、教えてください。

あと、公共の施設だけではなくて、他の民間施設だったりとか、NPOだったりとか、そういうところとつながることによってより気楽に気軽に相談ができる場所も広がってくると思いますので、その点ももう1つ。

あと、子ども食堂についてちょっとお尋ねするんですけども、他の、今おそらく陶地区でやっていますが、他の、例えば昭和だったりとか滝宮だったりとかそういう展開をお考えかどうかちょっとお聞かせください。

○議長（河野） 杉山子育て支援課長。

○子育て支援課長（杉山） ただいまの大野議員の再質問にお答えいたします。

情報が届かない、場所がわからないということが、よくあるとは思うんですけれども、役場の中では、どの窓口で相談に来られたとしても、うちはここの窓口ではないですよというような言い方はしておりません。すぐに、健康福祉課なり、子育て支援課、それから学校教育課の協力が必要な場合は、そちらの課につないだりするなど、協力体制を築いております。

また先ほど町長の答弁の中にもございましたが、重層的支援体制整備事業の中で、包括的支援会議というのを開催しております。このメンバーには、子育て支援課、学校教育課、健康福祉課、社会福祉協議会のメンバーが数人入っておりまして、各1つの機関だけでは解決できないケースについて、意見を述べるなど、包括的にどのような支援をしていったら、この方のためになるかというようなことを話し合っております。この会議は、月1回開かれており、情報共有がされています。

それから、NPOとの協力ではございますが、今のところ、そういうちょっとお話がありませんで、先月ですね、高松の方でひとり親の支援をされている団体の方が、ちょっと相談業務みたいなのをするので、場所を貸して欲しいということで来られましたので、図書館の方をお貸しするような、そういう段取りをさせていただいて、そちらの方が高松市から委託というのを受けて、ひとり親家庭とか、それから子ども食堂な

んかもされていたので、そちらのチラシかなりいただきましたので、今年度の児童扶養手当の現況届にそちらも同封させていただいて、相談したいときは、そちらの方行ってくださいねというような意味で、そのチラシを同封したいと思っております。

それから、他地区での子ども食堂ではございますが、今のところ、それぞれの方が例えば、昭和と、滝宮で1カ所ずつですが、自分たちの力でやりたいということで、行政の支援を受けずにやりますというようなことを言われておることは把握しております。今後もし、子ども食堂等、希望がございましたら、積極的に支援をしてまいりたいとは考えております。

以上となります。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○11番（大野）ありません。

○議長（河野）はい。大野君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○11番（大野）はい、2問目の質問をさせていただきます。

「児童虐待の連鎖と社会の無関心にどう向き合うか」。

近年、児童虐待の通報件数・相談件数は年々増加しております。2023年度には全国で22万5千件を超えるました。うち約6割は心理的虐待です。また、虐待を受けた子どもが将来、自身の子どもに対して同様の虐待を繰り返す「虐待の連鎖」も社会問題として深刻化しています。

このような状況は、個別の家庭の問題として片付けられるものではなく、社会構造のひずみが生み出した結果であり、地域社会全体が向き合うべき課題だと感じております。貧困や孤立、支援体制の難しさや、教育機関の偏り、情報格差、そして何より“社会の無関心”が、虐待の温床となっていると言っても過言ではありません。

子どもの虐待死のニュースを見るたびに、胸が締め付けられます。

先日、神奈川県の児童養護施設を視察・研修する機会がありました。その時、施設職員の方が次のように語ってくれました。

「報道で取り上げられるのはごく一部で、実際にはもっと多くの子どもたちが危機的な状況にあり、施設に入所できたことは、誰かとつながれたこと」ということで、命がつながったということです。虐待が虐待として認識されないまま、無自覚のまま連鎖が続いているケースも少なくありません。施設に保護された子どもの中には、まさに“死と隣り合わせ”だった子も多い。これが日本の現実です。」と、「虐待は社会の問題だ。」とお話をしてくださいました。

「子育ては家庭の問題」と片付ける声もありますが、私はそれを社会の問題だと捉えています。最も問題なのは、「無関心」であること。社会全体がこの問題に目を背けてはなりません。

こうした現場の声を重く受け止め、子どもたちの生命と尊厳を守るために、町行政が今こそ果たすべき責任と可能性について質問をさせていただきます。

1点目、町としての現状認識と危機感についてお尋ねをいたします。香川県や綾川町

における児童虐待件数や通報件数の推移について、町としてどのように認識していくまでもうどうか。単なる数字として見るだけではなく、どれだけの家庭や子どもが深刻な問題を抱えているのかという観点から、具体的な危機感や受け止めをお伺いいたします。

また、学校・こども園・医療機関・地域住民からの通報体制や、それら関係機関を対象とした研修体制等についてもお伺いします。

2番目、虐待の連鎖を断ち切るための施策について。虐待を受けた方が支援されないまま大人になり、親として再び孤立し、加害者となる悪循環が多くの調査・研究で確認をされています。

こうした連鎖を断ち切るには、下記のような「継続的な支援」が不可欠だと考えます。児童養護施設や一時保護施設等からの退所者へのフォローアップ（アフターケア）、若年妊娠の方やシングルマザー家庭への支援・就労・育児支援が必要だと考えます。ペアレント・トレーニングや養育支援プログラムの実施、心理的ケアやカウンセリングの継続的な提供、町として、これらの支援体制を整備・拡充する考えはあるのか、また現状行っている取組みについてお尋ねをいたします。

3点目、地域の無関心と気づきへのアプローチについて。虐待は「外から見えにくい」問題です。特に心理的虐待やネグレクトは、物理的傷跡が残らず、周囲への大人に“気づき”が遅れるケースが多くあります。「知らなかった」、「関わりたくなかった」、「どこに相談していいのかわからなかった」、このような地域の無関心・情報不足が、事態を深刻化させています。

そこで以下の点についてお尋ねをします。

- 1、通報のハードルを下げる啓発やツールについて。
- 2、地域住民への「気づき研修」や虐待防止セミナーの開催について。
- 3、民生委員・保育士・教職員などへの通報義務と研修体制について。
- 4、包括的な子ども支援体制の整備についてをお尋ねをいたします。

虐待は、いじめ・不登校・貧困・若年妊娠・自殺といった他の困難と密接に関連しております。今こそ、各課が縦割りでの個別対応するのではなく、子どものライフステージ全体を通して切れ目のない支援を行い、「包括的支援体制」の構築が求められます。

例として、町版「子ども家庭センター」の設置、貧困家庭や困難家庭を早期に把握する「子ども見守り支援会議」の創設、支援コーディネーターの配置、これらの取組みの可能性・必要性について、町としてどのように捉えているかお聞かせお願いします。

虐待の問題は、見えない場所で静かに進行し、被害者の心と身体に深く深く爪痕を残します。その傷が、次の世代へ引き継がれることは、あってはならない社会の悲劇でございます。綾川町が、どの子どもに対しても「安心して育つことができる場所」であるために、今こそ行政としての勇気ある一步を求め、一般質問とさせていただきます。よろしく願いします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（前田）2点目のご質問にお答えをいたします。

1点目の「町としての現状認識と危機感について」であります、香川県や綾川町における児童虐待相談件数や通報件数の推移については、横ばい状態と認識をしております。ケースの内容によっては、緊急に支援が必要な場合には、関係機関との個別ケース会を行ったり、場合によっては児童相談所との連携を図り、一時保護を行ったりしております。

また、綾川町要保護児童対策地域協議会におきまして、地域協議会の構成員の代表者による会議を、年1回行っています。この会議は、実務の担当者で構成される実務者会議が円滑に運営される環境整備を目的として開かれ、児童虐待に関する研修も行っております。通報体制につきましても、代表者に通告義務の徹底をお願いしております。年2回の実務者会議では、ケース進行管理を行い、本町の全てのケースにおいて、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行っております。

2点目の「虐待の連鎖を断ち切るための施策について」であります、西部子ども相談センターの指導の下、施設入所中には家族再統合プログラムやペアレントトレーニングを行っております。安心して家庭で生活ができるようになり家庭引き取りになった後、関係機関による見守りを依頼し、状況の確認を行っております。その他、家庭訪問、面談を行い、家庭の様子を把握しております。

また、西部子ども相談センターの心理士が、定期的に子どもとの面談を行っております。妊婦情報については、保健師より情報提供がありますので、必要に応じて、児童家庭相談員が家庭訪問を行い、経済的支援が必要な場合には、社会福祉協議会等が支援を行っております。

3点目の「地域の無関心と気付きへのアプローチについて」であります、4月に町内小中学校・こども園に「子ども相談のしおり」を配布しております。11月には、児童虐待防止推進月間として、活動内容を町広報誌に掲載したり、各施設にポスターを掲示、啓発グッズの配布等をしたりしております。同時に、乳児健診や未就園児家庭訪問時にも配布しております。

4点目の「包括的な子ども支援体制の整備について」であります、本町では、令和9年4月に「こども家庭センター」を設置予定であり、現在、他の市町の運営状況を把握したり、こども家庭センターガイドラインを参考にしながら準備を進めている所であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野）ここでお詫びいたします。大野君の一般質問が終わり次第、休憩に入るということによろしくうございますか。

（異議なしの声あり）

○議長（河野）再質問はございませんか。

○11番（大野）はい。議長。

○議長（河野）大野君。

○11番（大野）はい、ありがとうございます。

令和9年4月に、こども家庭センターを創設の方向で進めているということですので、ぜひ頑張っていただきたいなと思います。

先ほどの質問とちょっとかぶりますが、やはり相談ができる体制の窓口、このハードルを下げるというのは非常に大事なことだと思いますのであわせてですね、先ほどのLINEだったりとか、相談窓口の設置も含めてですね、各課で連携していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（河野）杉山子育て支援課長。

○子育て支援課長（杉山）大野議員の再質問にお答えいたします。

相談窓口ですけれども、こちらの方、県の親子のための相談LINEというのがございまして、こちらはもう誰でも、子ども自身でも、子育て中のお母さんお父さん、どなたでもが、子育ての悩みとかそういったことを相談できる、全県統一のLINEがございますので、そちらの方を利用していただければ、ちょっとハードルも下がるのかなと考えております。以上でよろしいですか。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○11番（大野）議長。

○議長（河野）大野君。

○11番（大野）もう最後、同じことばっかり繰り返しますが、自治会長会でもLINE等の情報発信の話も出たように思っております。そういう意味でLINEっていうのが、ある種私たちの生活の中ですごく、当たり前というかハードルが下がったものだと思いますので、ぜひ公式LINEだったりとか、そういうのをうまく活用していただいて、やっていただきたいなと思います。以上です、ありがとうございます。

○議長（河野）以上で、大野君の一般質問を終わります。

○議長（河野）ちょうど時間となりましたので、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（河野）休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

○議長（河野）4番、大西哲也君。

○4番（大西）はい、議長。4番、大西です。

○議長（河野）大西君。

○4番（大西）はい。

○議長（河野）なお、大西君は一問一答であります。1問目の質問を許します。

○4番（大西）それでは、通告に従い一般質問を行います。

「農業分野における企業参入の促進を」。

農地法の改正により、企業も農地を借り受け、農業経営を行うことが可能となったことから、経営の多角化として農業を検討する企業も増えつつありますが、昨今の米の高騰、収量減少に危機感を覚えた一部の米菴企業が米の栽培にも参入するなど、エネルギー業界や、製造業、建設業など、幅広い業種から農業に参入しております。目的も地域貢献、経営の多角化、従業員の雇用対策、企業のイメージアップなど様々です。

本町においては、旧西分保育所のサテライトオフィスの誘致に株式会社クリエイトアグリが選定され、農産物の生産や将来的に、町内農業者団体、綾川町と連携した農業HUB（ハブ）を設立し、新規就農者に対する支援を行うと掲げていることに、大きく期待を寄せております。

そこで以下の点についてお尋ねいたします。

一部の自治体には、新たに農業に参入する企業への支援事業もあるが、農業分野における企業参入の促進についての考え方と今後の取組みは。

株式会社クリエイトアグリが掲げる農業HUBの設立は、綾川町の農業振興においても有益であると捉えているが、実現に向け行政機関として今後のサポートの考えは。

以上、2点、答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（河野）前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（前田）はい。

○町長（前田）ご質問にお答えをいたします。

日本の農業の課題としては、農業従事者の高齢化、後継者不足、農村地域の過疎化、気候変動や環境問題への対応、これらが挙げられます。

本町におきましても、このような課題を解決するために、農業分野への企業参入については、以前から促進しております。現在では、4社が参入し、9ヘクタールの農地で、自ら生産した農産物の加工・販売などに利用しております。

過去には、イオンの子会社でありますイオンアグリが自社ブランドの野菜を栽培するため、農業参入の意向があり、粉所東地区を中心に、地元説明会も開催し、農地調整を行っておりましたが、ほかの農場の運営がうまくいかず、ということで新規の農場を構えることはできないとの経営判断から撤退した経緯があります。また、介護施設を運営する会社がデイサービスで使用する野菜を栽培するため、農地を借り受けておりましたが、6年で撤退したこともあります。

今後とも、具体的に企業参入の意向があれば、農地の調整など協力し、進めてまいり

たいとそのように考えております。

また、株式会社クリエイトアグリにつきましては、旧西分保育所にサテライトオフィスを構え、地域との関係性を築き、地区活性化協議会と連携することにより、最終的には地域住民や地元の農業団体と連携して新規就労者に対して農業が学べる場や独立支援を目的とした農業学校の運営を計画をしております。今後のサポートについては、事業の進捗にあわせて、協議、検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○4番（大西）はい、議長。再質問お願いします。

○議長（河野）大西君。

○4番（大西）はい、答弁ありがとうございました。

現状4社ということで、把握もされてるということで、おそらくですね、富士クリーンさんとかはライチの栽培、エネルギー産業電力を活用したいのも含めてされてるということで、なかなかおそらくそちらは収益とかで言うと難しくなってるのかなというふうにはちょっとお伺いはします。

で、先ほどの支援する事業に関してなんですかとも、私個人的には町単体で何か誘致するその事業、要は新規参入に向けた補助金だとか、そういったことになってくると思うんですけどおそらくそれはもう、県の方の仕事かなというふうに思ってます。

県がそういったことをしっかりと政策立案というか事業を考えて、あと市町が何をしないといけないのか、という点で考えると、まず地域計画の促進。これ以前からずっとお伝えしているので促進してると、考えているということなんですけれども、あとは綾川町でどういった営農ができるのか、あと強みですね。綾川町産の畜産だったりとか、花卉、お花の栽培とか、かなりいろんなものを栽培されてるというふうに感じています。

露地野菜で言えばブロッコリーなんか県下でもかなりの生産量だったり、施設園芸でいうとアスパラ、イチゴ、これも生産者の数もかなりの人数がいるというふうに聞いておりますので、やはりそういった綾川町で農業をする魅力であったりとか、それだけの生産者がいるという強みであったり。

あと、例えばその主基斎田のお田植まつりありますけれども、やっぱりそういった主基祭田で選ばれた歴史というのは1つの米のブランドとしても僕は価値があると思います。その米ブランド価値がつけて販売できればとかっていうのはおそらくその民間が、今後そういうのも活用といいますか、魅力の1つに感じてもらえるのかもしれないとも思ってます。

ですので、まずですねお伺いしたいのは、綾川町のそういった強み等をどれだけ町が把握をして、今後、仮にその農業をしたいというところが、手が挙がってきたときに、どういった農業ができるのかいうことが提案できるのかどうかと。

あと、その把握をして、そのあとの情報の発信ですね、そちらをやっていくておかないと仮にその県がそういった企業向けの何か事業を作ったとしてもやっぱり綾川町に

来ない、他の市町に行ってしまう可能性もあるので、ぜひその情報発信は努めていくべきではないのかと考えておりますが、いかがでしょうか。

あと4点目のクリエイトアグリさんに関してですけれども、今後、どのような営農していくのかによってそのサポートもその都度考えていくと。農地の紹介だったりとかいうことなると思うんですけれども、企業で1社、四国電力のグループ会社で「あぐりぼん」という会社が三木町でイチゴの栽培、まだ10年も経っていないんですけども始めてます。そちらの方が始めた当初でやっぱり苦労したのは、売上の確保と、あと地域との関係性、転轢ということを言われてました。

売り上げに関しては先ほど町長の答弁にもあったように、やっぱりそれが続かなくて、結果撤退してしまったと、いうのはたくさんあるのになかなか企業も二の足踏むと思うんですけれどもこちらの方が2つ、そういう問題がやっぱり始めたときにあったというふうに言われてました。

ですので、今現状私としてはですね、特別扱いをする必要は全くないんですけども、やっぱり地域との関係性を築いてあげるのに、何かそのサポートができるのではないかというふうに考えてます。

これが例えば、綾川町の農業者団体アグリネットに、紹介をしてぜひその入会を勧めて、勧めるのはすいません、生産者の方なんですけれども、紹介であったりとか、あと、農業委員であったり、JAの生産者部会なんかにも、おそらくやっぱ顔つなぎをした方がいいと思います。

で、あぐりぼんの会社の方は転轢の中で、近隣住民、地元の方と、あと、同じ生産作物の方とも転轢があったと言われてました。それはイチゴなんですけども、イチゴ生産者同士で、JAに出荷するとか、販路をどこにするとか、なかなか横並びの部分もあったんだと思います。

そこをはじめにですね、弊害にならないように、ぜひ顔つなぎをしていただきたい。その中で、今言ったアグリネットとかJAとかいろいろお伝えしましたけど、今後、その地域計画の担い手にもなってもらえばとも思いますし、旧綾上地区をおそらく中心に活動していくと思いますので、今言った主基斎田の方の、何かそのお田植え祭りに関しても、やっぱり関係ないとかじゃなくて何か顔つなぎできないのかとか。後ちょっと別分野んですけど、農業とは関係ないんですけど、消防の団員とか、農業者結構団員になられてる方多いので、ぜひそういう部分でその地域に溶け込むような、手助け、サポートというのは何かぜひこちらからしていってあげたほうが、よりこのクリエイトアグリが生きるのではないかというふうに考えてますので、そちらもですね、今後どういうサポートということで私としては、そういう顔つなぎの面は、ぜひしていくべきではと考えておりますが、どのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（河野） 福家経済課長。

○経済課長（福家） はい、議長。

○議長（河野） 福家君。

○経済課長（福家） 大西議員の再質問にお答えをさせていただきます。

この企業参入につきましての県の補助制度というのは今のところございません。

数年前にはあったようありますけれども、今はございませんで、町といたしましても参入したい企業というのが、どういう分野、米を作りたいとか、ハウス栽培したりとかそういういろいろな状況があると思いますので、希望の状況、事情によりまして協議といいますか、検討の方してまいりたいと考えております。

綾川町で何が採れているか、特産があるか、というのはいろいろな広報についてはまた考えてまいります。

クリエイトアグリにつきましては、いいまち推進室の方で誘致をしておりましたので、そちらの方でお答えいただければと思いますが、農業団体との連携につきましては、これから、クリエイトアグリがまいりまして、活動していくと具体的になれば、そういう話もつないでいきたいと考えております。以上です。

○議長（河野） 福家総務課長。福家君。

○総務課長（福家） はい。

○総務課長（福家） 大西議員ご質問の、クリエイトアグリへのサポートについてお答えをいたします。

クリエイトアグリはご存じのようにこれまでですね、ご説明をしてまいりましたが、令和5年、6年の2カ年かけてですね、サテライトオフィス、旧の西分保育園の跡地にサテライトオフィスを入れるためにですね、誘致をしてまいりました。

この段階でですね、すでに私どものですね、要望する内容、言うたら先ほどお話をあつた、私どもの弱みっていうところを出してまして、そういうところでそこを補ってくれる会社をですね、募集した結果で、私どもに進出をしてきていただいて。

それまでですね、関係団体とかとの連携のところが重要でして、そこはですね十分私らも認識しておりますので、アグリネットでありますとか、JA、それぞれのところにですね、顔つなぎをして、そこでですね綾川町の農業はどういったものかっていうところのヒアリングと、意見交換もすでに終わっております。

ただ、ここから先はですね実践のところになりますので、そのあたりはですね、私どもいいまち推進室の方とですね、連携をしてですね、サポートを今後ともしていきたいと思ってます。

それから消防団員につきましては、ご存じのとおり消防団員の数はですね、現在綾川町の条例で言いますと、定員の方が 209 名、それぞれ基本団員、災害支援団員、女性団員とそれおって全体でそうなっていますが。今のところですね、そんなに団員の方を不足してるとは思っておりませんが、ここから先ですね、どうしてもですね、高齢化等に伴ってそういう問題も出てくると思いますので、そういうところを地元の方に入っていただくことで、働きかけの方もですね、していきたいと思っております。

以上答弁といたします。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○4番（大西）はい、議長。再々質問おねがいします。

○議長（河野）大西君。

○4番（大西）はい。

○4番（大西）すいません総務課、経済課課長答弁ありがとうございました。

顔つなぎ等は十分できてるに、今後どういった農業をしていくかでやはりまた関係者団体につないではいくということで。

消防に関してはもちろん双方の意見だったりとか、今後の地域に溶け込むということいろいろな課が、何かその可能性があるのだというふうには考えてもらった上で、提案していければいいなというふうには思って、ちょっと質問をさせていただきました。団員になれという意味で質問したわけでは決してありませんので。

その中で今これちょっと私の提案になるんですけども、こちらのクリエイトアグリさん、基本的には青森の三戸町で活動といいますか、サツマイモ栽培とか結構されてるということなんですね。例えばそちらに視察等は行かれたのかどうか、できれば経済課としてもそのクリエイトアグリはどういった農業を進めているのかという点では、ぜひ見ていただきたいなということ。

あと、企業誘致の件もですね、企業誘致の農業HUBですね、支援組織っていう点に関しては、愛媛県の宇和島市とか、和歌山の紀の川市とかがですね、みかん学校とかなんかそういうのをちょっとされてるようです。これ経営というかその主体はJAがしてるなんですね。ただ、やっぱりこれに行政が全く関わっていないのかというともそうではなくて、やっぱり行政は行政で関わって、僕はちょっとホームページを見ただけではあるんですけど、そういうのをしっかりと行政でもしっかり掲示を作つて、ガイドブック作成したりとか、そういう案内努めてるようなので、ぜひどういうふうに行政が関わっていくべきなのか、またその現状その先進地が関わっているのか、その点に関してはちょっと視察等はちょっと行ってもいいのではないかというふうに思いました。

すいません、私はまだ視察行ってないので、偉そうに行ったらどうやっていうのは、大変申し上げにくいんですけども、ぜひちょっと検討してみたらいいかがでしょうか。視察行ってたらすいません。

○議長（河野）福家総務課長。

○総務課長（福家）はい、議長。

○総務課長（福家）大西議員の再々質問にお答えをいたします。

クリエイトアグリのですね、関係する青森県への視察については、私どもは行っておりません。ただ、クリエイトアグリが私どもの方に募集してきた段階で、青森県の方で事業を進めているという話をずっと聞いておりました。

私どもの方が聞いていますのは、綾川町においては、クリエイトアグリはアスパラガスの栽培をやりたいというところで、ここにつきましてもですね、アスパラガスの農家ですね、地元にある、先進的に取り組んでいる企業とか、農業者の方を紹介することに

よって勉強していきたいなと思っております。

あと農業HUBにつきましてもですね、ここはクリエイトアグリの今後のですね展開になりますけど、計画の方では確かに数年後にHUBを立てたいというところで、私どもも、農業後継者の話になりまして、後継者が勉強できる学校があればいいなというところで、提案して欲しいという企業を募集してましたところ、そこに乗ってきてですね、そういう活動のですね、報告があったというところなんですが、これはですね今後ですねアスパラガスで、うまいこと事業が成功して、そのあと十分ですね、サポートしていきたいなと考えております。以上です。

○経済課長（福家） はい、議長。

○議長（河野） はい、福家経済課長。

○経済課長（福家） はい、議長。

○経済課長（福家） 大西議員の再々質問でございますけれども、経済課としても青森の方には行ってはおりません。

まずクリエイトアグリの方の、お話なり、参考資料、そういうのをまず目を通したいと思っております。以上です。

○議長（河野） 大西君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○4番（大西） はい、議長。

○議長（河野） はい。

○4番（大西） それでは2問目の質問を行います。

「学校生活の改善と生徒会について」。

綾川町において学校トイレの9割以上が洋式化されており、多目的トイレの整備、バリアフリー化が推進されています。県下における洋式化率は、令和5年度の統計では平均75%程度と示されており、本町の学校トイレの洋式化は大きく進んでいることがうかがえます。

そのような充実した環境のなか、ある学生からトイレの排泄音に関する相談がありました。

思春期の年代にとっては切実な問題であり、排泄時に水洗トイレの水を流すことで対応することも出来ますが、水資源の浪費、環境面への影響も踏まえ、昨今ではトイレ用擬音装置を導入している公共施設も増えております。

しかしながら、トイレ用擬音装置の設置についても重要ではありますが、相談を受けそれ以上に、学校生活における諸問題を、学生自ら解決しようと試みる土壤も必要なではとも強く感じました。

学習指導要領には生徒会活動の目標として、「生徒会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる」と明記されており、昨今、生徒会が中心となって学校環境の改善、校則の見直し、自分達でルールを作り守る活動を「ルールメイキング」と呼び、実践されているとも耳にします。

そこで以下の点についてお尋ねいたします。

災害時には避難所としても活用される体育館トイレの洋式化について検討は。

トイレ用擬音装置の導入についての考えは。

現在の生徒会の活動状況と、過去に生徒会からの発案で学校運営における環境やルール等を変更した事例は。

生徒会活動は、よりよい学校づくりへの参画を促し、民主主義を学べる機会のひとつでもあるが、生徒会活動と主権者教育をどのように関連付け、また推進していくのか考えは。

以上、4点、答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（河野）香川教育長。

○教育長（香川）はい、議長。

○議長（河野）教育長。

○教育長（香川）はい。

○教育長（香川）大西哲也議員の「学校生活の改善と生徒会について」にお答えをいたします。

まず、1点目の「体育館のトイレ洋式化」についてであります、現在、避難所にも指定されている小・中学校において、洋式化が未整備である施設は、綾川中学校体育館とプール、羽床小学校プールのトイレとなっております。児童生徒だけでなく、屋外事業での利用や、災害時の避難所としての利用も想定されることから、今後、計画的な整備を検討してまいります。

次に、2点目の「トイレ用擬音装置の導入」についてですが、小・中学校において、トイレ用擬音装置が整備されている施設は、各学校の多目的トイレと、羽床小学校、綾川中学校の校舎で、他の学校は未整備となっております。校舎等においては、思春期を迎える児童・生徒への整備であることを踏まえ、今後の研究課題とさせていただきます。

次に、3点目の「児童・生徒会において学校運営等におけるルールの見直しを行った事例」については、中学校において、生徒会により校則の見直しが提案され、変更されたケースがあります。また、交通マナーの改善に向け、生徒が主体的に交通立哨を行うなどの取組みが行われています。小学校においては、児童会により運動会のテーマを決める取組みや、学校生活のルールを主体的に決め実践している取組みが行われています。教職員が子どもの主体性を引き出し、粘り強く決定・実践まで導く取組みは多く見られ、教育委員会としても各小・中学校の取組みを高く評価しており、今後も指導・助言をしながら推進してまいります。

次に、4点目の「生徒会活動と主権者教育の関連」については、議員も指摘されたとおり生徒会活動は、生徒自身が学校生活をより良くするために、自ら課題を見つけ、議論し、意思決定し、実行する過程は、まさに主権者として社会に参画する基礎を育む場となり、主権者教育を推進する上で非常に重要な役割を担っていると考えます。文部科

学省からは、「小・中学校向け主権者教育指導資料」が作成され、小学校社会、中学校公民授業における指導事例も示されています。その中には、児童会や生徒会などの特別活動における指導事例も含まれています。小・中学校においては、授業や児童会・生徒会活動はもとより、学校の教育活動全体を通じて、他者と協力して課題解決に取り組む姿勢を養っております。主権者教育についての取組み事例の情報収集に努め、さらなる充実のために今後とも推進してまいりたいと考えております。

以上、大西哲也議員の質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○4番（大西）はい、議長。再質問お願いします。

○議長（河野）大西君。

○4番（大西）はい。

○4番（大西）教育長答弁ありがとうございました。

1つ目と2つ目の質問に関しましては、答弁にもありましたように避難所以外に別の活動おそらく運動会とか、実はその運動会に参加された保護者の方も、和式だったみたいなこと言われてました。和式だからいけないというわけではないんですけど、いろんな角度からですね、いろんな利用者もいるということもあると思いますので、検討の方は進めていただけたらなと。

トイレの擬音装置もですね、正直すごく急ぐのかというとそうでもないような気もしますし私も、全員から話を聞いたわけでもありません。本当にごく一部の、もしかしたらたった1人の生徒かもしれません、ぜひそういう意見もあったということで、よかつたら他の学生にもちょっとそういうのはどうかっていうのを、ぜひ、生徒会を通じてかどうかいいかわかりませんけれども、ぜひ発信、聞く機会はあってもいいのではと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

3番目の生徒会の活動状況等ですけれども、お話を聞いた限りでは、そういうルールをちょっと変えたりとか。あと、自ら主体的に交通立哨に関しても、その参加とかいろいろ考えられてるということですので、少しちょっと安心したといいますか。何かもう心配していたのが、もう決まった行事の進行とか、運営というか、例えばその体育祭だったりとか、そういうのだけで、要は形骸化してしまってはいないのかという点はちょっとその懸念しておりました。

特にその生徒会活動ということで、ちょっと1例なんですけれども、滝宮の道の駅の讀さん広場の農作物売ってるところに、大手前中学の生徒がポップを作成して飾っています。要は地産地消を促すとか、あと食品ロスをなくすとか、そういう趣旨で、学生全員が絵を描いて大きく展示しております。そういう活動もおそらく社会への参画とか、そういう学ぶ機会でもったり。ちょっと聞いてみいたら、学校から提案する場合もあるけれども学生の方からそういう提案があって、じゃあ皆でやってみたらどうかとか、そういう活動もあるようなので。

なかなか教師の方も忙しいでしょうし、学生も生徒会活動だけがメインでは決して

ないんですけども、そういった何か学生の方から提案等があった場合ですね、例えばその内容にもきちんと合理性があって、しかるべき手順を踏んで、そういうことが上がってくる土壤はおそらく、先生方も指導支援をされてるというふうに認識しましたので、そういうことがあった場合教育委員会としては学校にはどういった対応を望むのか。またその内容によってはおそらく教育委員会に上がってくるというか、そういうことも、予算等、いろんなことで多分あると思いますので、その場合どういった対応をするのか。しっかりできないならできない理由も示してはいただきたいんですけども、その対応に関してはどうされて、どういうふうにされているのかまたしていくのか、ということをお伺いしたいのと。

あと4点目の主権者教育に関しては、これも生徒会にはもちろん限らないと思います。先ほどこれも答弁にあったように生徒会活動は1つのそういう主権者教育の一環にもなっているというだけで、別に生徒会活動しか主権者教育がないというわけではないというのは存じているんですけども。

その中で学校の私すごくいいと思ってるのはやっぱり職場体験だと思ってます。職場体験がやっぱり社会への参画とか、あと社会の一員としての役割を学ぶすごくいい機会ですし、この職場体験が高校の受験の面接とかでもすごく話す内容になってるんだいう学生もいましたので、ぜひこれはすごくいい体験だと思います、ぜひ続けてもらいたいなど。

すいません、ちょっと余談だったんですけど生徒会活動では、主権者教育の事例ということで、私もちょっと拝見はしたんですけども、その中で子ども議会というのがちょっと取りざたされていました。要は学生が一般質問を執行部にしたりとか、もしくはその議会との学生との意見交換会だと、いろいろそういった政治への関わりというのが、ちょっとクローズアップされておりましたが、現状、議場の見学だとかに小学生が来てるというのも、実際ちょっと見かけたりもしたんですけども、その子ども議会等に関しては、何かお考えがあるのかどうか。なかなかすぐ実施しますという話じゃないのはわかってるんですけども、そういう機会をどのように考えているのかについてお伺いできればと思います。

○教育長（香川） はい、議長。

○議長（河野） 香川教育長。

○教育長（香川） はい、議長。

○議長（河野） 教育長。

○教育長（香川） 大西議員の再質問についてお答えをいたします。

私が就任挨拶の中で述べさせていただきましたが、教育の大切な点として、ふるさとに誇りを持ち、みずから考え方行動し、他者とともに生きる力を養うということ、これは私は非常に大事にしたいと考えております。

今申し上げた、大切にしたい点というのは、主権者教育、或いは児童会生徒会活動とも深く関わっております。みずからの学校や学校生活をより良くする、いわゆる、自治

力、自浄力を養うということは、将来の綾川町や、県、国を支える、主権者を育てる土台となる大事なものです。ですから、そういう機会や場は教育委員会としても大切にしていきたいと思っております。

ただし今、議員もご存じかと思いますが、教職員の働き方改革、先生方が明るく元気に活力を持って教育活動に取り組める環境があれば、子どもたちも生き生きと育つものと思っております。そういうこともありますので、児童会、生徒会活動の活性化や、関連して主権者教育を充実させるためには、教育課程の工夫改善は避けて通れない、簡単に言うと時間確保の問題ですね。

ですから、私が先ほどの答弁の中で申し上げた、全教育活動の中でということは、先生方に教科指導であれ、教科外指導であれ、将来の綾川町や香川県、日本を背負って立つ人間を育てているんだよという意識を持って、日々の子どもたちとの教育活動に取り組んで欲しいと、そういうことは、今後とも言い続けていきたいなと思っております。

それから、子どもたちの声が上がったときに、教育委員会としてはどうするのか。これはもう学校との相談になると思いますが、子どもが学校生活をより良くしたい、間違なく、子どもが生き生きと学校生活を送る上で、大事な意見であればもちろん、各学校はそれを拒むことはありません。教育委員会も、そういう子どもたちの声を大切にし、学校と相談をしながら、子どもたちの声がうまく実現されるように、応援をしていきたいなと思っております。

子ども議会についてですが、確かに本県でも、他市町で、子ども議会を実践されているところがありまして、私も興味を、関心を持って新聞記事なんかを見させてもらっております。このことについては、他市町の情報をしっかりと収集しまして、本町にとって、子どもたちにとって、それが主権者教育につながる大事なものになるかどうかをしつかり吟味させていただいて対応させていきたいなと思っております。

以上、簡単ではございますが、回答とさせていただきます。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○4番（大西）はい、議長。再々質問おねがいします。

○議長（河野）大西君。

○4番（大西）はい。

○4番（大西）答弁ありがとうございました。

非常に気持ちが伝わりました。そうですね所信表明のあった教職員の環境整備、多忙感の解消というのは私も本当に大事だと思います。逆にそこをしないとその子どもたちにとっても結局マイナスになるのではというのも感じております。

その中で、私も学校にこうしたらしいんじやないかとか、教師にとか、そちらばっかりちょっと求めてしまっているこれ多分保護者もう少し同じようなところもあるのではというふうにも感じています。

子ども議会云々はですね、もちろんそんなすぐ形になるようなものではありません

が、要は教職員にだけ、その子どもたちを育てるということを任すのではなくて、地域みんなでという中の1つの提案というだけであって、全員でやっぱり育てていくという気持ちが大事なのかなというふうにも思っております。

そこでですね、教職員の多忙感ということで例えばなんですけれども、では生徒会の役員とPTAの役員で、意見交換会とか、そういったことはされているのかどうか、できないのかどうかについてお伺いします。

ただですね、これ単純に子どもの意見を親を通して学校に言うというだけでははつきりと全く意味がないと思います。そうではなくてですねそういった意見交換会でPTAの役員も、子どもたちにどういったアドバイスができるのか。子どもがそう言ったから先生に言うとくわ、いうような意見交換会ではなくて、子どもたちが、どういった考えを持ってるのか。考えてどういうふうに提案していけば、学校に通じるのか。そういう部分をやっぱりPTAの方にも、もしかしたらお手伝いいただくというか。親は親でおそらく子どもたちがどう考えてるのか気になってる部分もあると思いますので、PTAの存在価値いろいろ言われておりますけれども、まずそこは理想ではあります。すごく子どもたちもそうですし、保護者にとっても成長というか、子どもたちの成長を促す場になるのではというふうに思うんですが、そういったPTA役員と生徒会との意見交換というのはどうでしょう、どのようにお考えでしょうか、質問いたします。

○教育長（香川） はい、議長。

○議長（河野） 香川教育長。

○教育長（香川） はい、議長。

○議長（河野） 教育長。

○教育長（香川） 大西議員の再々質問について回答をいたします。

教職員の多忙感について、心配をしていただいているということがひしひしと伝わってまいりまして、教育長としても大変ありがたく思っております。

議員の方から、生徒会役員とPTA役員の意見交換についてどう考えているのかということでございましたけれども、大西議員のお気持ちは十分伝わってまいります。ただ、具体的に今後どうするのかについては、軽々に発言するのは、この場では申し訳ございませんが差し控えさせていただきます。ただ、非常にいい意見をたまわったいうことで受けとめさせていただいて、今後、また校長会等の機会を通じて、検討させていただければと思っております。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

○議長（河野） 以上で、大西君の一般質問を終わります。

○議長（河野） 7番、三好東曜君。

○7番（三好東） はい、議長。 7番、三好東曜。

○議長（河野） 三好君。

○議長（河野） なお、三好君は一問一答であります。 1問目の質問を許します。

○7番（三好東）はい、議長。

○7番（三好東）通告により一般質問をさせていただきます。

「松本虎太氏の功績を縁とした台湾基隆市との行政交流の促進と国際的な地域発信教育の展望について」質問させていただきます。

旧綾南町の初代町長であり、現在の綾川町の礎を築いた松本虎太氏は、台湾・基隆市の港湾建設にも多大な貢献を果たし、現地ではその功績を称える松本虎太記念館が設けられています。順調に行けば本年11月には同館がリニューアルオープンを迎える予定であり、綾川町にとっても国際交流の好機となる節目を迎えています。

今年4月に私が基隆市を行政視察した際、文化観光局マーケティング課の課長Tsai Huei-Tingさんと面談をして、本町の伝統芸能を通じた文化紹介の提案を行いました。その中で、「滝宮の念佛踊」や「獅子舞」などを松本虎太記念館のリニューアルに際して披露する可能性について触れたところ、課長からは「それが実現できたら素晴らしい」との賛同をいただいております。

また、基隆市側では松本虎太氏が日本国内でどのような社会的貢献をされたかについては把握されておらず、私は旧綾南町の町政創設や地域社会への貢献に関する資料の提供をお約束しました。

さらに、視察の中では綾川町が「讃岐うどん発祥の町」であることを国際的に発信する良い機会と捉えまして、現地で町の紹介パンフレットを手渡し、讃岐うどん文化の魅力についても積極的にアピールを行いました。こうした食文化を通じた認知拡大も、国際交流の副次的な価値として町の観光・地域ブランディングに貢献するものと考えます。

また、綾川町は高松空港という国際的な拠点を有し、台湾・韓国・中国（上海・香港）と直行便で結ばれており、今後はベトナムやタイとの接続も見込まれています。このような地理的優位性を活かし、国際交流を教育や地域振興に結びつけていくことが今後ますます重要だと思います。

以上の観点から、以下の点について綾川町の所見を伺います。

1、松本虎太記念館リニューアルを機とした基隆市との交流について。松本虎太記念館のリニューアルを、町としてどのように受け止めておられますでしょうか。祝意の伝達や資料提供、代表者の訪問などを通じて、基隆市との初動的な交流を図ることは有意義と考えますが、町の見解を伺います。

また、こうした交流を将来的に継続的な行政間連携へと発展させる可能性について、町の方針を伺います。

2、町内における松本虎太氏の功績の継承と啓発について。台湾で高く顕彰されている松本氏ですが、町内での認知は限定的です。この機会に、町政の礎を築いた人物として町内でもその功績を紹介・継承していく必要があると考えますが、町としての方針を伺います。

3、行政代表の派遣と交流の初動について。松本虎太記念館のリニューアルという節目に、町からの代表者を派遣し、公式な訪問と資料提供を通じて信頼関係を築くことは、今後の交流における大きな一歩と考えますが、町としてどのようにお考えでしょうか。

4、将来的な文化・教育分野での展開について。文化観光局マーケティング課との意見交換では、綾川町の伝統芸能を紹介する可能性も話題に上りました。今後、文化交流の一環としてそのような取組みを展開していくことについて、町の見解を伺います。

5、綾川町の国際的立地と国際人材育成の可能性について。高松空港を通じてアジア各国と直結する綾川町は、国際的な交流環境に恵まれています。こうした環境を活かし、基隆市をはじめとする海外自治体との交流を通じて、外国語教育や国際理解教育、国際人材育成に取り組む可能性について、町としての方針を伺います。

6、国際交流を通じた「讃岐うどん発祥の町」としての発言について。視察時には、本町が「讃岐うどん発祥の町」であることを紹介するパンフレットと讃岐うどんを現地にて手渡し、綾川町の魅力を直接アピールいたしました。こうした国際的な場で地域ブランドを発信することは、町の観光振興やイメージ向上にもつながると考えます。今後、こうした国際交流の機会を地域資源のPRにも積極的に活用していくことについて、町としてのご所見を伺います。

以上6点、ご答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） 質問にお答えをいたします。

松本虎太氏は、陶村村長から、昭和29年の昭和村・陶村・滝宮村・羽床村の合併により誕生した綾南町の初代町長であります。松本氏の功績は、私も入庁した時に先輩から聞き及んでおりました。松本氏が町長で県庁を訪問する際には、県知事が出迎えられたというような方であったようであります。松本虎太氏は、1879年に陶村で生まれ、今の京都大学、京都帝国大学土木科を卒業後台湾に渡り、基隆港湾整備に貢献をしております。帰国後は、先ほど申し述べましたとおりでございまして、陶村村長として、4カ村の合併に貢献し、初代の綾南町長に就任し、町発展の礎を築いたという方であります。このことにつきましては、綾南町誌にも記述をされており、町民の知るところであります。

議員のご質問の1点目でございますが、松本虎太記念館リニューアルを機とした基隆市との交流についてであります。松本虎太記念館のリニューアルにつきましては、大変喜ばしいことでないかなと思っているところであります。これは初めて承知した

というとこではあります。

しかし、国際交流を推進するためには、相手国や自治体・住民との関係というのが不可欠であります。綾川町も 1995 年中華人民共和国華北省新楽市と友好都市締結をしているところではありますが、この交流というのも国と国の関係性の悪化などによりまして、現在交流は十数年行われていないということであります。

また、令和元年に提携しました国内でありますが、岡崎市との斎田ゆかりの地交流提携これにつきましても、保存会の交流開始後、30 年という長い年月を要して、行政間の協定締結ということになっておりまして、協定締結を直ちに進めるということは難しいのではないかなどと考えております。ご提案の初動的交流を図る上でも、自治体主導か、また、民間主導で進めるかにしても、進め方が異なり、研究していく必要があるとそのように考えております。

次に、2 点目の町内における松本虎太氏の功績の継承と啓発についてであります、綾川町においては、多くの方々がそれぞれの分野で素晴らしい功績を残しており、その中には松本虎太氏だけでなく、地域全体を支えてきた多くの方々が含まれております。特定の人物を称えることは、その方の功績を知らしめる意味では重要でありますが、同時に他の多くの貢献者もおられることから、松本虎太氏だけを紹介することは難しいと考えております。

3 点目の行政代表の派遣と交流の初動についてであります、1 点目の質問にお答えしたように、海外自治体との交流を直ちに進めることは難しいと考えておりますので、現時点での町からの代表者の派遣は考えておりません。

4 点目の将来的な文化・教育分野での展開についてであります、綾川町の伝統芸能を海外で紹介することは、地域文化の発信や観光振興において重要な取組みであるとこれは認識しております。

しかしながら、伝統文化は次世代への承継のための取組が喫緊の課題ととらえておりますので、将来的な文化・教育分野での展開については、今後、研究をしてまいりたいと考えております。

5 点目の綾川町の国際的立地と国際人材育成の可能性についてであります、確かに、高松空港は地域の交通の要所であり、国際的な交流の拠点としての可能性を秘めていますが、3 点目の質問にお答えしたように、現時点での海外自治体との交流は考えておりません。

6 点目の国際交流を通じた「讃岐うどん発祥の地」としての発信についてであります、綾川町が讃岐うどん発祥の地として、観光振興やイメージ向上に寄与する重要な要素であるということは認識しております。オフライン、オンラインを効果的に様々な媒体を使って綾川町の魅力を発信をしていきたいとそのように考えております。

議員が台湾を訪問していろいろご提案をいただいておりますが、個人的な視察において、行政当局との接触というのもあったようですが、議員も公人でありますので、たとえいろいろ話をされてきておるようでございますが、約束とかいろんな資料提

供とかいろんな言わされておりましたけど、議員の立場でこれを超えない、超えた振る舞いはちょっとといかがかではないかと思いますので、責任ある行動を一つお願いしたいと。なかなか国際交流は難しいと、そんな簡単には出来ないということで我々も考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○7番（三好東）はい、議長。

○議長（河野）はい、三好君。

○7番（三好東）はい。最後のお話ですが、町長は、私が議員の立場を超えたことをやられたっていうように受け取ったんですけれども、それがちょっと私の見解とは、私はもう超えないところをやったというふうに認識をしております。約束をするっていうのは、資料の提供の約束ですので、公的資料っていうものではなくてですね。公的資料というか、綾川町誌だとか、町が保有している資料というのが、公開資料で、あるはずです。あります。私も調べました。図書館保有のものっていうのがあります。それを、教えてあげると、提供するっていうのは、これは範囲を超えるものではないと思います。そういうことをおっしゃってるので、それは誤解としてお受け取りいただけたらと思います。

それですね、こここのところに、まずリニューアル、これはまだ決まっていない。何日になるかとか、いつになるかっていうのは向こうの段取りがありますので、私が行ったときには、早くても11月だと、そういう話だったんですね。決まってはないんですけど、祝意の伝達ぐらいは、私はしてもいいんじゃないかなとは思うんですけども、そういう意思があるかというのをまずお聞きしたいと思います。

で、これから研究していくと。現時点では、海外自治体との交流は考えていないと断言されましたけれども、今すぐにやるという話じゃなくて将来的にはどうなのかというのもこれは非常に重要な点ですので、確認しておきたいと思います。

最後の6点目なんですけれども、様々な媒体を使ってやっていくと、その様々な媒体、もう少し具体的にどうやっていくのか、町のプランを教えていただけたらと思います。

○議長（河野）はい、福家総務課長。

○総務課長（福家）はい、議長。

○総務課長（福家）三好東曜議員の再質問にお答えをいたします。

質問内容については、リニューアルは決まってはいないのだが、祝意伝達の意思はあるのかという。

○7番（三好東）リニューアルはしているんです。日程、正確な日程は決まっていませんという話です。

○総務課長（福家）リニューアルは、しているんだけど式典がっていうことで。

○7番（三好東）式典というか正確にいつ、ここでは11月というふうに言ったんですけどそれは早くても11月という話で。はい、リニューアルはしています。

○総務課長（福家）はい、祝意の伝達の意思はあるかということ。それから、海外的な交流、将来的にはどうなのかっていう点。それから、様々な媒体について具体的に示せというようなお話だったかと思います。

まず1点目の、祝意の伝達の意思があるかどうかでございますが、これにつきましては、先ほど町長答弁でもありましたとおり、国と国との関係性とかいろんな問題をですね、しっかりクリアしていかないと、というところがありまして、これについては、研究をさせていただきたいなと思っております。

海外とそういう交流について将来的にはどうなのかというところもですね、そこもですね、1点目に重複はいたしますが、この辺につきましても、社会的な関係性、とか、国際的な関係性を見ながらですね、判断をしていきたいなと考えております。

それから、最後の、様々な媒体を使ってというところですが、SNSとか、そういうところで、私どもがちょっと不得意な部分ではありますが、そういったところ、SNS等を活用してですね、発信をしていきたいと思ってます。まだ具体的なところについては今ちょっと検討しておりますので、今後の、今後取組みについて具体的なところを示していきたいなと思っております。以上でございます。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○7番（三好東）はい、議長。

○議長（河野）はい、三好君。

○7番（三好東）台湾、国と国の関係性っていうので、台湾は日本国が国としてはまだ認めていないというところで、それを鑑みたお答えかなとは思います。けれども、高松市と姉妹都市、友好都市提携でしたっけ。高松市、友好都市協定ですね、吳市、宮古島市、八代市、などと日本では友好都市、姉妹都市を結んでおります。それに鑑みて、お隣高松もやっておられることですので、綾川町もぜひ前向きに検討いただけたらどうかなというふうに、やはり思います。

松本虎太さんですね、こういう海外に、その方の功績をたたえた記念館っていうのがある方っていうのは、私は他に存じ上げないです。綾川町の偉人の中でも。そういうところは、他の方に比べましても抜きに出たところで、私この話を、いろんな方にお話するんですけどそんな方が、そんな素晴らしい方がいらっしゃったっていうのは知らなかつたと。綾川町民やはり、そういう方、知らないのがほとんどではないかなと、自身も知らなかつたんですね。元町の職員の方から、そういう方がいらっしゃるんだよということで、お聞きしまして、台湾に行く用事があったので、その足で行ってきたわけなんですけれども。行ったらですね、もうものすごい大切にしていただいてたんですよ。びっくりするぐらいに。もうすごい、パネルを展示があって銅像残してだとか。その日本が残した史跡っていうものを全体、松本虎太さんだけではなくて全体をですね、非常に大切にしていただいてて、史跡として残して基隆の観光の目玉にしていくという考え方で、やられたんですね。こういったことはね、ほとんどもうないと思います。

で、ぜひこのことを、行政の側からもですね、基隆市とコンタクトは最低とっていた

だきたいなと。その実際がどうかっていうのは、私の提出した資料の中にも写真を含めてお渡ししてるとと思うんですけども、非常に大切にしていただいて。松本虎太さんが、台湾の港湾建設及び灌漑施設、そのあと台湾電力の社長というのを歴任されてですね、帰ってこられてると。台湾市においても非常に重要な人物であったということで、非常にもう、大切にして、もう何回も言いますけど、それぐらい非常に大切にしていたいって、まあすごく感銘を受けて、帰ってきた次第です。

そのところ、言葉だけでなかなか伝わりにくいところはあると思うんですけども、やはり綾川町の方でもですね、掘り下げていただいて、このリニューアル、1937年に建てられた松本虎太記念館ですけれども、これ民間の人が私財を投じて建ててるんですね、行政がやったわけじゃないんです。それを今回、リニューアル 2020 年からリニューアル工事が始まって 2025 年にオープンするという。これ、もう今後リニューアルオープンのタイミングっていうのはないと思うんですね。

ですので何らかの、行政的なコンタクトっていうのを基隆市と取っていただきたいなど、思うんですけども、そのところ再度ご質問いたします。いかがでしょうか。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） 再質問でございますが、基隆市と連絡を取りという話ですが、これはですね、うちから取るんが方法の1つか、向こうがそういうものがありますという話で。これ初めて知ったのは、三好議員が行ってですね、それがあるというのを今ここで、この質問で、わかったわけでね。本来であれば、そういう、松本虎太氏が生まれた、旧陶村、旧綾南町、綾川町、このとらえ方がどうかなという我々としては少し思うんですね。行政であれば、それだけ松本虎太氏を大事にして、これはもう大変我々としてはありがたい話であって、我々の尊敬する人物でございます。

多分ね向こうもですね、今の情報であれば、十分この綾川町がというのはとらえられると思うんですね。それに対して、綾川町にこういうものがあるという打診をですね、なぜ市がして来んのかなと。なんかそういう交流という、台湾は多分ですね、いっぱい交流していますんで、いろんな姉妹町交流から始まって友好交流いっぱいやっております。これやっぱり1つの国策として、多分各市にですね、やらしておるんじゃないかな。当時の中国と同じかなと考えておりますけれども。

そういうことであるんであればやっぱり、私は思うのはやっぱり向こうからのアポ、また高松市も聞きますと向こうからのアポでそういう、交流が結ばれたと。ということで聞いております。

我々が、河北省の新楽市であったのも、当然その当時、日中友好協会、中日友好協会、

これが中に入つて、異国交流をまとめたという話でござりますので、その辺はやっぱりね、うちから一方的よりも、向こうもですね、そういう話を持つてくる1つの方法を、1つ、考えていただいて、結びつきをやつていただいたら。高松もそういうことであつたと聞いておりますので、我々嫌がつてゐるわけではありませんのでね。ただ、国と国の関係はやっぱりあるということは考えてください。やっぱり台湾が戦前、日本の統治下におつたときに、松本虎太氏、日本国も、台湾にはやっぱり、いっぱいいろんなことを、インフラから始めていろんなことしとんで、教育もやつてます。日本語教育もやつてきたということありますので。できればね、そういう交流がうまく縁があつてつながつていけばいいと思います。今の時点でそれを、さっさと進めていくかというとそうではない、ということはご理解いただきたい。そういうことでござりますので、微妙なところあるんですね、これ。中国がおります。いろいろありますんで、ご理解いただきたい。はい。よろしくお願ひいたします答弁といたします。

○議長（河野）三好君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○7番（三好東）はい、2問目の質問に参らせていただきます。

「予防接種行政にはインフォームドコンセントの徹底を」。

ワクチン接種は予防の名を借りたリスクにもなりうる。

かつて医療とは、健康を守り、命を救うものでした。しかし近年の「ワクチン行政」には、本来の目的である「命を守る」ことと逆行するような現象が生じています。

新型コロナワクチンでは、接種後に死亡や重篤な副反応が疑われるケースが後を絶たず、厚労省にも多数の報告が寄せられました。予防のはずが、健康な若者が命を落とすという本末転倒の事例すらあり、国の審査・因果関係の評価にも疑義が残ります。

H P Vワクチン（子宮頸がんワクチン）にも繰り返された同様の問題。

子宮頸がん予防を目的とするH P Vワクチンも、まさに同様の構図をたどってきました。2013年には、全国で接種後に体の痛み、運動障害、不随意運動などを訴える少女たちが続出し、当時の厚生労働省は接種の「積極的勧奨を中止」しました。その後も、副反応被害により日常生活が困難になった少女や家族が損害賠償を求めて裁判を続けており、いまだに決着していない案件が多数存在します。それにも関わらず、2022年に国は「積極的勧奨再開」を決定しました。被害の総括も十分に行われないまま再開されたことに、多くの医師・保護者が不安の声を上げています。

住民の選択肢を保障する行政の責任。

本来、予防接種は「選択」であるべきです。しかし、國の方針に従うだけで、リスクや副反応に関する十分な情報提供をせず、「おすすめです」、「将来のために接種しましょう」といった表現で勧めるのは、選択ではなく誘導であり、人権上も問題があるのではないでしょうか。

質問の1、新型コロナワクチンやH P Vワクチンに関し、接種後の副反応・死亡例・裁判中の案件について、行政はどのように認識していますでしょうか。

これらを教訓に、住民に対してリスク・不確実性を含んだ中立的な情報提供を行う方

針はありますでしょうか。

H P Vワクチン接種の案内においては、「打たない選択肢」も尊重する姿勢を明記すべきと考えますが、町としてそのような記載を加える意向はありますでしょうか。

「予防は命を守るためにこそある」。その原則を今こそ見直すべきです。

提案として住民に提供する予防接種案内には、過去の副反応・訴訟事例・副反応相談窓口などを明記する。接種前に希望者が中立的な医師や第三者に相談できる体制の整備をする。特に10代・20代の若者に対しては、「打たない自由」も明確に伝える文面の検討をする。

これらは、行政の中立性と住民の自己決定権を保障するために必要不可です。本町の見解を問います。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） 2問目のご質問にお答えをいたします。

第1問目の行政の認識についてですが、ワクチン接種による副反応や死亡例については、厚労省の公式発表や製薬会社による治験の結果、法定機関の発表を通じて情報を得ているところであります。また、国の予防接種健康被害救済制度で申請した案件につきましては、国から直接結果が届いております。裁判中の案件については、情報収集を行っていません。

2問目の中立的な情報提供についてですが、町はですね、ワクチン擁護の立場でも批判の立場でもありません。接種を判断するのは個人である以上、町はどちらの立場にも立たず、正確な情報を発信していくことが責務であると考えております。

これまで国からの情報をもとにワクチンの効果や利点だけでなく、副反応などのリスクについても正確に説明をしてまいりました。今後も町民が接種を検討する際の判断材料になるよう、国から発信される情報を正確に提供していきます。

3問目のH P V（子宮頸がん）ワクチン接種の案内については、接種勧奨通知時に「接種を検討」という表現で記載しております。インフォームドコンセントは患者自身による意思決定が最重要とされております。実際にワクチン接種を行う際には、医師に相談の上、医師の診察および説明を受けてから接種を検討していただくようになっており、接種者や保護者の同意を得た方だけに接種を行っているという状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野） 再質問はございませんか。

○7番（三好東） はい、議長。

○議長（河野） 三好君。

○7番（三好東） はい。私も、町の配布している資料を確認させていただきました。非常

に中立的ではあると思いました。

ただ、1点ですね、今現在裁判中の案件だとか、被害者の声っていうのがホームページでも、資料提出させていただきましたけれども、上がっておりまます。

厚生労働省発表のデータを読み込んでいくと、これ、全国の議会でも問題になってる案件で、そういう、それに問題に取り組む議員のグループもあります。その中でやっぱり上がっているのは厚生労働省の提案を読むとですね、その対象、ワクチンの効果がある対象のところっていうのは、実際、効果がないというか、その死亡例がないのに打っているっていうような状態と。ほとんど子宮頸ガンで亡くなる方、高齢の方の方がもう圧倒的多数で、この少女たちに打つっていうので、結局卵巣が壊死してしまったりとか、そういう副反応があるんですね。その一生を棒に振る、棒に振るって言ったら非常に、誤解を生むかもしれない発言ですけれども。そうですね、家族を持ってだとそういう将来を描いていたのが、そのワクチン、予防のためのワクチンっていうので、思っていた未来じゃないことになってしまうという可能性がある。そういう方が声を上げているという、そういう案件になっております。

ですので、疑われてるのはですね、これ世界中で実は疑われてまして、イギリスの統計で見ると、打った方が、子宮頸ガンが増えているというような、データも出てますし、こここのところ、簡単に見ますとHPVワクチン市場規模っていうのはすごい大きいんですね。

今の市場規模が84億2千万ドル、1兆2,600億円。このガーダシルっていう、製品だけ見るとですね、このメルク社っていうのがやってるんですけど、その中の10%、12%ぐらいの収益を占めているという非常に巨大な利権をはらんでる部分もあります。

ここちゃんと注視していかないと、本当に、その被害を受けていく、経済活動ですね、これは以前も、過去、もうこれ指摘されて、そのロビー活動っていうのをずっとやっていたんですけど、それをやめたっていう経緯もあります。ですので、本当にこういうことが起こって、被害者の方の声っていうのが、判断のときに、受けるか受けないかの判断のときに、ここで書かれてる四肢の麻痺だとか、不随意運動ってこの言葉だけで言ってもそれが何を示すかっていうのが、わかりにくいところもあると思うんですね。

コロナワクチンで死亡した方もいらっしゃいます。徳島でも14歳の方が亡くなられました。こういった悲劇を繰り返さないためにやはり行政の方は、しっかりとその被害者の声が届くようにしていただきたいと。

こここのところ、どういうふうにされるかっていうの、改善される余地があると私は思いますので1点お答えいただけたらと思います。

○健康福祉課長（辻村）議長。

○議長（河野）辻村健康福祉課長。

○健康福祉課長（辻村）三好東曜議員の再質問についてお答えいたします。

子宮頸癌ワクチンの再開につきましては、国の方で、令和3年度に、薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会の中で、安全性について特段

の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が、副反応のリスクを明らかに上回ると認められたことから再開されております。そのことについて町も再開をしております。

実際にですね、ワクチンを接種する際には、何回もお答えしておりますが、医師の診察を受け、説明を受けて、納得の上、接種を検討していただくように、努めております。接種者、保護者の同意得た方だけが接種とするということでございます。なお、ワクチンを実際に受けて、被害に遭われた方の被害状況を書くということでございますが、こちらにつきましても、被害状況等につきましては、国の報告に基づきまして、ワクチンのお知らせには、国のホームページにも、飛ぶようにしておりますので、ご理解いただければと思います。以上で再質問についての答えでございます。

○議長（河野） はい、それでは以上で、三好君の一般質問を終わります。

○7番（三好東） はい、ありがとうございました。

○議長（河野） 暫時休憩いたしましょうか。はい、暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時30分

○議長（河野） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

○議長（河野） 1番、川崎泰史君。

○1番（川崎） はい。議長。1番、川崎です。

○議長（河野） 川崎君。

○議長（河野） 川崎君は一問一答であります。1問目の質問を許します。

○1番（川崎） はい。それでは質問をさせていただきます。1番川崎泰史でございます。

「綾川町で地元企業の魅力をPRする取組みを提案」。

少子化が進むなかで、若い世代が地元を離れてしまうことが綾川町でも大きな課題となっています。特に、大学進学後に県外で就職し、そのまま戻ってこないケースが増えてています。

その一番の理由は「地元に就職先がない」というイメージがあることです。しかし実際には、地元に魅力ある企業があっても、その存在や仕事の内容が知られていないだけ、ということが少なくありません。これは綾川町に限らず、全国的にも同じような問題が起きています。

たとえば、技術力の高い中小企業が集まる大阪府東大阪市でも、同じように地元の若者に企業の魅力が伝わっていないという悩みがあります。

綾川町では現在、県内に就職する学生を対象に、奨学金の一部を免除するなどの支援制度を行っていますが、それ以前に「どんな地元企業があるのか」を知ってもらうことがとても大切だと考えます。

近隣では、丸亀市が「地元企業PR事業」として、中学生を対象に地元企業の魅力を伝える取組みを行っています。企業ごとにブースを設けて、生徒たちが直接話を聞ける仕組みです。さらに三木町などでは、中小企業家同友会が共育型インターンシップ「インタビューシップ」という取組みを行っており、学生が企業を訪問して経営者や社員から企業の経営理念や、夢や希望、地域活性の想いの話を聞き、その内容をまとめて企業紹介という形で発表するという活動を通じて、仕事への理解を深めています。

このように、若い世代が地元企業を知る機会をつくることは、将来のUターン就職や定住促進にもつながる大きな効果が期待できます。県内の経済団体などの協力を得られれば、綾川町でも十分に実現可能な取組みです。

つきましては、綾川町としてもこうした地元企業PR事業の実施について、前向きにご検討いただけないでしょうか。実施の可否について、ぜひご意見をお聞かせください。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） 議長。

○町長（前田） ご質問にお答えをいたします。

本町においての地元企業のPRについては、毎年、綾川中学校の2年生を対象とした職場体験学習を実施しております。体験プログラムは、協力企業に任せておりますが、その企業の業務内容の説明や生徒からの質問の時間も設けておりまして、働く現場を体験するだけでは得られない地元企業の魅力を知ってもらうPRの場になっていると評価しております。多くの町内企業を子どもたちが知り、町の魅力を感じてもらう取組みは重要であります。将来、地元での就労につながるようプログラム内容を充実させていきたいと考えております。また、令和5年度より、ハローワーク坂出と連携し、「わくわくあやがわーく」という町内企業を紹介する冊子を作成しており、成人式や農業経営高校で配布し、町内企業のPRを実施しておるところであります。今後とも、引き続き、掲載企業社数の拡大を図り、若い世代への情報発信に取り組んでまいります。

また、高松市ですが、高松市商工会議所が主催し、合同就職面談会「かがわーくフェア」が、4月19日に開催されております。本町といたしましても、若い世代への地元企業のPRは必要と考えておりますので、綾川町商工会において、地元企業に参加を募り、このような就職説明会を開催されるよう働きかけ、連携をしてまいりたいとそのように考えております。

なお、提案の内容については、情報収集し、実施可能であるか、研究してまいりたいとそのように考えております。以上答弁といたします。

○議長（河野） 再質問はございませんか。

○1番（川崎） 議長、再質問です。

○議長（河野） 川崎君。

○1番（川崎）はい、議長。

○1番（川崎）再質問させていただきます。答弁ありがとうございます。

この職場体験等のメニューの一環として、先ほどのような取組みをぜひですね、ご検討いただければと思います。

また商工会との連携につきましても進めていただきましてぜひこの実現をお願いいたしたいと思います。

その中でですね、このこういった様々なPR事業につきましてはですね、どうしても就職先の確約ということで高校生向けの事業が比較的県内でも多く行われております。そういった中で先ほどの丸亀市の方はですね、中学生向けということでやっている事業でございまして、綾川町も農経高校はございますが、基本的地域という事でいくとやはり中学生が主体になろうかと思います。

そういう中でですね、この中学生向けのメニューの一環としてですね、できれば具体的にもう1歩突っ込んでご検討いただければと思うんですが、この点につきまして再度担当課の方からの答えをお聞きいたしたいと思います。

○議長（河野）福家経済課長。

○経済課長（福家）はい。

○議長（河野）福家課長。

○経済課長（福家）川崎委員の再質問にお答えをさせていただきます。

町内の魅力ある企業というのは、やはり商工会の方で、多くの会員の方がそうだと思われますので、商工会の方と連携をして平時の地元企業PRというのを取り組んでまいりたいと考えております。

あと中学生向けとなると、また中学校の学習プログラムの関係もございますので、そのあたりは、学校との協議が必要となってくると思いますので、経済課だけではちょっと判断はできないところではございます。以上です。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○1番（川崎）ありません。

○議長（河野）はい。

○議長（河野）川崎君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○1番（川崎）はい、議長。

○議長（河野）川崎君。

○1番（川崎）はい。それでは先ほどの件、引き続き、学校との協議等も含めてですね、お願いいいたしたいと思います。

続きまして2問目の質問に入らせていただきます。

「地方版食料安全保障」。

現在の令和の米騒動と言われている状況でございます。そして現在このような状況に至っても、国の需要予測は低く見積もられており、生産予測は高く見積もられています。

農水省発表の需要供給グラフも令和6年以降の資料には突然供給に飼料米を入れて、まるで需要を満たしているような誤解を誘引する資料となっており、対策を期待できるものではありません。

また、報道等の一部コメントテーザーや果てや大臣まで、農業の大規模化という机上の空論が出されております。農業の効率化そのものは必要でございますが、大規模化につきましてはすでにやり尽くされておりまして、農業の適した土地は、現在も取り合いの状況が続いております。余っている土地は水利、大きさ、形状、土質、法面のサイズなど何らかの問題がある土地であり、大規模化には不向きで、これまでも私が提唱してきたとおり、特に土地の狭い香川県においては、兼業農家対策や商品作物への転作こそが、生命線でございます。

誤解を恐れず言えば、これまで行われてきた国による大規模農業化のみに固執した農業政策はバランスを欠いた大失政であったと言えます。

海外と勝負するにも、地平線の彼方まであるような田畠と、せいぜい人間が見渡せるような土地しかない日本、さらに先進国でほぼ唯一生産価格保証のない日本では、まったく勝負になりません。

また先の農水省の需要供給グラフを見れば、平成10年頃からは断続的に供給が足りていないことは、子どもが見てもわかります。実際に、高校生の娘にグラフを見せたところ、平成10年から足りてないというふうに言わされました。

以上から国が行うべき抜本的な長期対策を行わなかった結果、この度の騒動が起きたと推察されます。

また、騒動が始まってからすでに1年以上経った現在に至るも、抜本改革の話はなく、これも誤解を恐れず言えば、もはや国の農政方針を頼りにすることは出来ません。今のままでは綾川町の農政も、食料自給も守られる可能性は低いと言わざるを得ない状況です。

そこで必要になってくるのが地方版食料安全保障です。以下に報道の引用をいたします。

米産地の自治体と連携を深めて独自に米を確保してきた大阪府泉大津市が、希望する市民向けに米を販売する方針です。予約の受け付けは7月中旬から開始され、発送は8月以降順次行われる予定です。価格は「5キロあたり3,000円台」と見込まれています。

泉大津市は、通常時は確保した米を学校給食に提供し、非常時には市民への販売などを行うことにしていました。こうした取組みは「食料安全保障の自治体版」として注目されています。

以上引用を終わります。

もともと、泉大津市ではオーガニック給食提供のため、市が直接農産物の買い付けや契約栽培を行い、報道のとおり、確保している農作物を緊急時は市民に放出する仕組みを作っていました。報道から、令和7年度収穫米の放出版売ではないかと推察されま

す。

現在綾川町を含めた米の産地では田植え時には売却が決まっている超青田買いの状態となっています。令和7年度産米の価格も高騰することが予測されています。

この地方版食料安全保障は、学校給食におけるオーガニック食材の確保から始まったものですが、この手法は綾川町においては、生産側としてのメリットがあります。生産において問題となる出口が確保されることで、オーガニック食材を代表としたブランド米等の高付加価値商品の生産拡大に寄与します。

また、同様の手法を綾川町で行えば非常用食料確保も同時にできます。

さらに余剰生産品については、同様の取組みを行おうとしている近隣都市部自治体と契約することもできます。

例にあつた泉大津市周辺は大阪の南部で全く農地のない都市部が多数ある地域であり、近隣でも同様の取組みが始まる可能性が高い地域で、生産側としても大きなビジネスチャンスがあります。

このように町による契約栽培は、部分的ではありますが地方版の農産物の価格保証、生産保証制度であり、これらの実施について、町の考えをお答えください。

また、上記のような取組みを検討している県内外の他市町へ向けた綾川町による農産物の売り込みなど行う考えはないのか、お答えください。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） はい、2問目の質問にお答えをいたします。

近年、紛争等による国際情勢の変化や異常気象の影響によりまして、国内の食料供給の安定性が脅かされております。国におきましては、新たな食料・農業・農村基本計画を閣議決定し、食料安全保障の確立を目指しております。

質問の中で引用されております泉大津市は、人口は7万2千人余、農地面積は32.5ヘクタール、うち主食用米の作付け面積は10.6ヘクタールであり、市独自では、米をはじめ、市民の食料を確保し、安定的に供給することは困難であり、そのため自治体間で農業連携協定を締結していると認識をしております。

質問の中に、町による学校給食等への農作物の契約の実施についてであります、学校給食においては、需要量に対する安定的かつ定期的な供給が必要であります、町においては貯蔵、在庫調整が困難であること、また、品質の管理ができない等の理由から直接農作物を取り扱う予定はありません。現在供給を受けている香川県学校給食会や委託業者からの納入が適当であると考えております。

また、このような取組みを、どの市町が検討しているかについては、把握しておりませんので、今のところは、そこに売り込みに行くという考えはありません。

以上、答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○1番（川崎）はい、議長。再質問あります。

○議長（河野）川崎君。

○1番（川崎）はい、議長。

○1番（川崎）はい、それでは再質問させていただきます。

ちょうど困難ということと品質管理が難しいということで、こういった部分はですね、既にもうこの泉大津市を初めとして実施している自治体がございます。

特に質問の中で申し上げましたとおり、当初はですね、当然ながら今回のような米不足を想定したものではございません、この政策は。もともとやっぱり給食の中でオーガニック給食提供のためにですね、食材確保という手段の1つとして導入された内容でございます。

実際ですね、もうすでに今動いている制度がございますので、私もちよつと詳しく現地視察もしておりますので、詳しい状況はわかりませんが、すでに動いている制度がある中で、先ほど、非常に小さな市でございます。それでも実際にやれておる状況でございます。もちろんですね100%をそこに頼るというものではないと思います。1部分を、そういった契約栽培等の特定栽培の契約。もちろんそれ以外の部分に関しては通常の業者との取引より、おそらく実現していると思われます。

そういう部分を実際確認していただいてですね、先ほど申し上げましたとおり、もう実際に現実、これはもう動いている政策で今始まった政策ではございません。すでにもう学校給食の提供は開始されておりますので、是非ともこういった部分を見ていただいて、そしてまた今後、今現在泉大津の市長さんが中心に各協議会設立して、周辺の首長さんらと連携して現在話し合いが進んでおります。

ぜひともこういったビジネスチャンスを掴んでいただきたいと思いますので、ぜひ研究をしていただいてまた綾川町でもぜひ実施していただきたい。

これは別件でございますが私常々、給食の質の向上という部分も申し上げておるとおりでございまして、そういう複数の面を含んだ政策となります。ぜひご検討いただきたいと思います。ご回答お願ひいたします。

○議長（河野）福家経済課長。

○経済課長（福家）はい、議長。

○議長（河野）福家君。

○経済課長（福家）川崎委員の再質問でございますけれども、経済課からはちょっと泉大津市の状況を、ちょっとお話をさせていただけたらと思います。

泉大津市では農業の連携協定というのを他自治体と結んでおるようでございますけれども、米につきましては提携先の自治体から年間分の契約はしているということを聞いております。

実際には間に事業者が入っておりまして、そこに委託をして、そこから運んできて納めているという状況と聞いております。ですので泉大津市が倉庫を構えているという

状況ではないということでありました。またこれも制度が始まっているようありますけれども。これも年数回、提携先の自治体から農産物を入れているという状況をお聞きしておりますので、そういう状況であるということでございます。以上です。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○1番（川崎）はい、議長。

○議長（河野）はい、川崎君。

○1番（川崎）はい。

○1番（川崎）はい。再々質問です。

課長、本当にお調べいただきましてありがとうございます。今聞きましたとおりですね、連携協定を結んで事業者に委託ということでございます。これであれば綾川町でもこれ特に投資することなくですね、先ほど学校給食会等も含めまして、私は、これはもう可能だと思います。

そういうた、これなぜかといいますと、通常の市場の流通じゃなくて、直接やっぱ綾川町の特定の事業をブランド契約とか栽培契約ですね、そういうものを、この業者さんでも全然結構ですので、結んでいただいてしっかりと確保すること。

そして先ほど言った質の向上、またそういった質の確保ですね、そういう部分が可能であります。そしてまた、繰り返しになりますが部分的にはございますが、農産物の価格補償制度ということで政策的には実施することは可能だと思いますので、ぜひご検討及び、できればもう本当に先ほど、実際に学校給食においても、数回ということで、私も本当に数回からで全く問題ないと思います。全量を行えというふうな話は全くしておりませんので、できる範囲で、ぜひこういった取組みをですね、やっていただきたいと思います。

特にもし、今の部分で回答がえられるのであれば担当課、また、給食に関しては教育委員会答えれますかね。どちらでもお任せしますが、ご回答よろしくお願ひいたします。

○経済課長（福家）はい、議長。

○議長（河野）福家経済課長。

○経済課長（福家）はい、議長。

○議長（河野）福家君。

○経済課長（福家）川崎議員の再々質問でございますけれども、先程の内容につきましては町長答弁にありますとおり、給食費につきましては米、麦、牛乳等は香川県学校給食会、これで調整をされておるということで。あと給食につきましては、一定の量等も必要でございますので、委託業者からの納入が適当であると考えております。以上でございます。

○議長（河野）よろしいですか。

○議長（河野）以上で、川崎君の一般質問を終わります。

○1番（川崎）はい、ありがとうございました。

○議長（河野）3番、浜口清海君。

○3番（浜口）はい、議長。3番、浜口です。

○議長（河野）浜口君。

○3番（浜口）はい。

○3番（浜口）3番、浜口。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

「気象変動に伴う異常気象に対する、本町の対策」を問います。

近年の気候変動に伴う異常気象は、そして地球温暖化は驚くばかりで、世界各国も早急に対策をとるべきですが、遅々として進んでいないのが現状です。昨年は熱中症による救急搬送者は過去最高で、香川県でも過去最高となりました。そして今後も夏の異常高温は続くでしょうし、それがために熱中症となる方も多発すると思います。本年、宮崎県西都市で3月26日30.2°Cと26年振りで、3月の真夏日を記録しました。昨年4月26日埼玉県熊谷市で30°Cを超える真夏日でしたが、本年最初の真夏日は昨年より1カ月早く到来しました。そしてこの5月20日には日本各地で真夏日となり、今年最多の200地点で30°Cを超える真夏日で、山梨県大月市は34.2°Cとなりました。

これを見ても地球温暖化は着実に進んでおり、気候変動に伴う異常気象の対策は日本だけでなく世界各国がその効果的な対策をとる必要があります。

それとともに、今年2月、3月と少雨そして日照りによる渇水、乾燥、強風により、山火事が多発しました。2月26日岩手県大船渡市で山火災が発生し、4月7日に鎮火するまで約2,900ヘクタールが焼失しました。また、3月23日岡山市南区でも565ヘクタールが焼失し、岡山県下過去最大の山火事となりました。また、香川の隣県、愛媛県今治市でも山火事が3月23日発生し、3月31日の鎮火まで約442ヘクタールが焼失しました。今回の山火事も愛媛県下過去最大の規模でした。続いて、宮崎市でも3月25日山火事があり50ヘクタールが焼失しました。

今年の山火事は、2月から3月までに大規模の山火事が4件と多発しており、特に大船渡市の山火事では記録の残っている日本の過去最大の被災規模となりました。これらの山火事の発生で大きな要因は、近年の気候変動に伴う異常気象がその要因の大きな一つだと伝えられております。

そこで、以下のとおり、気候変動に伴う異常気象への、本町の対策を問います。

1つ目です。猛暑対策・熱中症対策を問います。特に高齢者、小中学生、こども園の児童への対策。

2つ目。山火事への対策を問います。特に冬場の乾燥時期。以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（河野）前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（前田）はい、議長。

○町長（前田）はい、ご質問にお答えをいたします。

近年、気候変動による災害の激甚化や、真夏日や猛暑日の日数増加に伴い熱中症リスクの増加など、気候変動と思われる影響は本町にも現れております。3月議会の施政方針でも表明しましたとおり、気候変動に対する対策を、町の重点施策として位置づけ、その取組みを強化するため、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す、ゼロカーボンシティ宣言を行っております。

議員ご質問1点目の、「今年の夏の猛暑対策」でありますが、まず、発生率が高い高齢者への暑さ対策については、厚生労働省や環境省が作成しておりますリーフレット等を高齢者が集まる場所で配布し、熱中症予防の普及啓発・注意喚起を行っております。また、高齢者宅への訪問の機会のある民生児童委員やケアマネージャー、ヘルパーなどの民間業者からも注意を促しております。

次に、小中学校での暑さ対策については、今年度、町内全ての学校体育館の空調調整備が完了の予定となっております。また、暑さ指数の測定を毎日行い、こまめに休息や給水を取るよう注意喚起をするとともに、夏季休業中の部活動後には、冷房の効いた部屋で休んでからの下校を実施しております。

次に、こども園での暑さ対策については、毎年、職員間で熱中症対策マニュアルやガイドラインを再確認し、共通理解を図りながら保育活動を進めております。具体的な対策といたしましては、外遊びの際には、直射日光を遮る工夫としてプールやテラス、砂場等に遮光ネットやテントを設置したり、ミストシャワーを活用したりして暑さ対策をしております。また、子ども一人一人の体調を把握し、活動中も随時確認をしております。

また、町全体として、令和6年度から実施しております熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）発令時の指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）については、今年度、4月23日（水）から10月22日（水）まで綾川町内の13カ所の公共施設と12カ所の民間施設の合計25施設（受入可能人数1,245名）で運用を開始しております。また、熱中症特別警戒情報の発表以外でも、暑熱を避けるために開放することとしております。

2点目の、「山火事への対策について」でありますが、本町の火災は、令和5年が23件、そのうち林野火災は0件、その他火災が15件ありました。また、令和6年の火災件数は、26件であり、そのうち林野火災が2件、その他火災が15件ありました。綾川町は町の面積の約47%、51.42平方キロメートルが山林であり、ひとたび林野火災が発生すれば大船渡市のように大規模になる可能性はあります。本町の対策といたしましては、乾燥注意報が発令された際や週明けに雨が予想される週末など、火災発生の可能性が高いと思われるタイミングで、防災無線を通じて住民の皆様に注意喚起を行っております。

また、毎年3月に綾川町消防団及び高松市消防局高松市西消防署綾川分署、香川県防災航空隊の合同で林野火災防御訓練を行っており、林野火災が発生した場合には迅速な対応ができる体制を整えております。また、大規模災害時の相互の応援についての取

り決めをしている香川県消防相互応援協定に基づき、近隣市町に応援を要請するなどの訓練も取り入れてまいります。今後も引き続き、関係各所との連携を強化し、火災予防に向けた取組みを推進してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○3番（浜口）はい、議長。

○議長（河野）浜口君。

○3番（浜口）はい。

○3番（浜口）町長、具体的な、懇切なご説明ありがとうございました。

私も町の施策、いろいろと聞いておりますが、やはり、これを実行し、継続ですね、やっぱり町民の方々に周知し、認識をしてもらうということが大事だと思いますんで。施策は、正しく、いい方向に進んでると思いますんで、これを継続して、町民への安全対策、町民の命を守る、健康を守る、これをですね、実施して推進をして欲しいと思います。

ただ、特に山火事につきましては、今後非常に危険性があります。本町ではですね、発生件数はほとんどないというふうにご答弁いただきましたが、今後、ますますですね、山火事は起こる確率が高くなります。山火事の原因の、日本では99%が、人的な要因による失火です。自然発火はほとんどございません。伐採のときの、発火。それとかですね、ごみを焼却したときの、火が転移するというふうなことはありますんで、十分、重々、対策はとらえておりますが、町民の方に安全対策をなお一層ですね、充実させていただいて、防火失火の対策、そして熱中症対策をとっていただければと思います。以上でございます。

○総務課長（福家）はい。

○議長（河野）福家総務課長。

○総務課長（福家）はい、議長。

浜口議員の再質問にお答えをいたします。

議員質問のとおりですね、山火事についてはこれから起こる可能性十分認識しております。人口減少でありますとか、エネルギーの変化に基づいてですね、山の管理ができていない状態で、それで食い止められた火事が広がるという可能性が十分あります。町長答弁でもありましたとおり、これにつきましては、十分認識をした上で、必要なタイミングでですね、必要な情報を住民の方に流していくというような対応をとっていきたいと思います。以上答弁といたします。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○3番（浜口）はい、議長。お願いします。

○議長（河野）はい、浜口君。

○3番（浜口）はい。

○3番（浜口）福家課長、答弁ありがとうございました。よろしくお願いします。

これは再々質問ですが、私の要望というよりか知りていただきたい数値がございま

すんで、答弁する必要はございません。

皆さんご存じだと思いますけども、世界の人口、今どれだけあるかは皆さんよくご存じだと思いますが、私の方から発表させていただきます。

2025年現在、81万5,600人が世界の人口です。言い間違えました。それは誠に間違います。掛ける1万倍、81億5,600万人ですね。ところが2000年、61億人でした。1900年、今から125年前、16億人です。振り返ってみると、西暦0年、2.3億人です。西暦1000年、3.2億人。1500年、5億人。非常に緩やかな増加から1900年以降ですね急激な伸びをしております。ということは、人口が増えると同時に、食糧も増えます。それ以上にモータリゼーション、石油も燃やします。発電もします。ますます、地球温暖化が起こります。これを止めるということは、町の執行部ではできないことなんで、皆さんに知って欲しいのは、ますます、地球温暖化は進むし、山火事の危険は起りますし、気象、気候変動による台風の強化、強風等々の災害は増えると思います。

町民へですね、そういうことも認知してもらい、町民に、やはり命を守る指導をですね、アピールを、認知をしていただいて、町民の命を守っていただければと思います。最後になりました要望でございます。以上です。

○議長（河野） 以上をもちまして一般質問を終わります。

○3番（浜口） どうもありがとうございました。

○議長（河野） お諮りいたします。これより、委員会付託を議題といたします。

議案第1号から報告第2号までを、それぞれ所管する常任委員会に付託したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 異議なしと認めます。よって、議案第1号から報告第2号までを、それぞれ所管する常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（河野） お諮りいたします。議案第10号、「監査委員（識見を有する者）の選任同意について」及び報告第4号、「所管事務調査通知書について」は、本定例会会議最終日にご審議願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 異議なしと認めます。よって、議案第10号及び報告第4号は本定例会議、最終日に審議することに決定いたしました。これをもちまして、本日の日程は、全て終了いたしました。

○議長（河野） 次の本会議は、6月13日午前10時より再開いたします。本日は、これをもって散会いたします。ありがとうございました。

散会 午後 3時11分

第2日目（6月13日）

出席議員 15名

1番	川崎泰史
2番	三好和幸
3番	浜口清海
4番	大西哲也
5番	森繁樹
6番	小田郁生
7番	三好東曜
8番	十河茂広
9番	植田誠司
10番	西村宣之
11番	大野直樹
12番	岡田芳正
13番	井上博道
15番	福家利智子
16番	河野雅廣

欠席議員

14番 福家功

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	辻村育代
総務課課長補佐	田辺由花
議会事務局書記	上原知里

地方自治法121条による出席者の氏名

町	長	前	田	武	俊
副 町	長	谷	岡	学	
教 育	長	香	川	雅	之
総 務 課	長	福	家	孝	司
税 務 課	長	亀	山	和	成
学校 教育 課	長	岡	下	進	一
生涯 学習 課	長	中	津	秀	之
会計管理者兼会計室長		水	谷	香保里	
建設課長兼長柄ダム再開発事業推進室長		田	岡	大	史
経 済 課	長	福	家	勝	己
住 民 生 活 課	長	中	添	孝	文
保 険 年 金 課	長	岩	鍋	裕	二
陶 病 院 事 務	長	辻	井		武
健 康 福 祉 課	長	辻	村	隆	司
子 育 て 支 援 課	長	杉	山	真紀子	

傍聴人3人

令和7年 第3回 綾川町議会定例会

6月13日 午前10時開会

○議長（河野） 御一同に、おはようございます。ただいま、出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本会議を再開いたします。

○5番（森） 議長、動議

○議長（河野） はい、森君。森君の発言を許します。

○5番（森） はい、議長。

○5番（森） 本定例会初日の、井上議員一般質問での一部の発言について、発言の取り消しを求める動議を提出します。

（賛成の声あり）

○議長（河野） ただいま、森繁樹君から発言の取り消しについての動議がありました。この動議は他に1人以上の賛成者がありますので、成立いたしました。

○議長（河野） 森君の発言を許します。

○5番（森） はい、議長。

○議長（河野） 森君。

○5番（森） 議長より許可を得ましたので、動議について説明させていただきます。

本定例会初日の井上議員一般質問、「不適切投棄の山間部での現状と対策について」の再々質問での一部発言は、憶測や意訳を含み、事実確認や確証のない内容ありました。該当者の有無を問わず、他の議員には不快に感じるものもいました。

また、議会としても、町民に対して不信感を与える内容がありました。

以上の理由から、議長において発言の取り消しを命じられるよう求めます。

○議長（河野） ただいまの動議に賛成者の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（河野） はい、ありがとうございました。

○議長（河野） 起立多数であります。よって、井上議員の一般質問である、不適切投棄の山間部での現状と対策についての、再々質問の発言については、不穏當と認められるため、井上議員以外の本定例会出席議員の起立多数をもって、議長において発言の取り消しを命じられたいとの要求がございました。

議長においても、不穏當と認めますので、発言の取り消しを命じます。

○議長（河野） これより議会運営委員長の報告を求めます。

○議長（河野） 議会運営委員長、福家利智子君。

○15番（福家利） 議長。15番、福家利智子。

○議長（河野） 福家君。

○15番（福家利） はい。

○15番（福家利） 改めておはようございます。

ただいま議長より求められました議会運営委員会のご報告を申し上げます。

本日午前9時より常任委員会室において議会運営委員会を開催いたしました。開催にあたっては、議会から議会運営委員6名と、河野議長及び議会事務局長が出席し、当局からは、前田町長、谷岡副町長、福家総務課長の出席を求め、最終日における日程等諸般の説明を受け、協議を行いましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

この後、各常任委員会からの委員長報告を受けた後、質疑、採決と進め、今定例会を閉会いたしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

最後に、議事進行につきましては、会議規則を遵守し、円滑な議会運営となりますよう、ご協力願いますとともに、十分な審議をいただきますようお願ひ申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（河野）これより委員長報告を行います。

○議長（河野）委員長の報告を求めます。

○議長（河野）総務常任委員長、植田誠司君。

○総務常任委員長（植田）はい、議長。

○議長（河野）植田君。

○総務常任委員長（植田）只今より、総務常任委員会のご報告を申し上げます。

去る、6月10日、午前9時28分より、常任委員会室において総務常任委員会を開催いたしました。

出席者は、委員5名と議長、執行部より、町長、副町長、教育長、会計管理者並びに関係課長及び課長補佐、議会事務局より局長が出席し、また8名の傍聴議員の出席がありました。

本定例会で当委員会に付託された案件は7件で、町長の挨拶を受けた後、早速審議に入りました。

これより審議の経過と結果を要約してご報告いたします。

まず、議案第1号「綾川町自転車等駐車場条例の一部改正について」説明を求めました。

執行部より、「放置自転車の撤去など適切な管理を行うため、挿頭丘駅前駐輪場を新たに追加するものである。」との説明がありました。

委員より、「挿頭丘駅前駐輪場に屋根をつけることはできないか。」との質問があり、「琴電駅前整備を順次すすめており、時期がきたら検討したい。」との答弁がありました。

委員より、「放置自転車撤去の公示はしているのか。」との質問があり、「本条例の議決後、公示を行い、撤去の手続きを進める予定である。」との説明がありました。

他に質問もなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第2号「綾川町立学校体育施設使用条例の一部改正について」説明を求めました。

執行部より、「令和7年3月に陶小学校体育館、また、本年度に昭和小学校、滝宮小

学校及び羽床小学校の体育館に空調設備が整備されることに伴い、学校体育施設開放事業における一般利用者が空調を使用する際の空調使用料を規定するための改正である。」との説明がありました。

委員より特に質問はなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第5号「物品売買契約の締結について（令和7年度綾川町消防団小型動力消防ポンプ付積載車更新事業）」説明を求めました。

執行部より、「指名競争入札を5月29日に実施した結果、株式会社福島商会 代表取締役 福島桂子氏と、消費税込み1,749万円で5月30日に仮契約を締結したので、地方自治法の規定により議会の議決が必要であり、本案を提出した。整備内容は、小型動力消防ポンプ付積載車2台で、四輪駆動の軽トラックに赤色灯・収納器具等の艤装及び資機材を搭載するものである。」との説明がありました。

委員より、「不要になった車はどうするのか。」との質問があり、「これまで車両の利活用について検討したが、過去に他自治体で再利用によるトラブルもあったため廃棄処分する。」との答弁がありました。

他に質問もなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第6号「物品売買契約の締結（令和7年度綾川中学校電子黒板整備事業）について」執行部に説明を求めました。

執行部より、「綾川中学校の普通教室18室に電子黒板を整備するもので、指名競争入札を執行した結果、四国通建株式会社 高松支店 支店長 藤田一司氏と、消費税込み1,696万5,300円で5月26日に仮契約を締結したので、地方自治法の規定により議会の議決が必要であり、本案を提出した。」との説明がありました。

委員より、「現在設置されているモニターは、撤去後どのようにするのか」との質問があり、「設置から随分経っており、故障した際の部品も無いため、使えるものについては町内の学校で再利用し、使えないものについては廃棄をする。」との答弁がありました。

他に質問もなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第7号「物品売買契約の締結（令和7年度綾川町立小中学校情報機器等整備事業）について」執行部に説明を求めました。

執行部より、「綾川町立小中学校にGIGAタブレット端末を、予備機を含めて1,900台整備するもので、令和2年度に購入したタブレットが5年目となり、更新する事業である。購入については、共同調達の発注のため、香川県が設置した「香川県GIGAスクール構想推進協議会」の「プロポーザル方式選定委員会」による審査結果から優先交渉権を得た、株式会社大塚商会 広島支店 支店長 真子健氏と、消費税込み1億29万9,100円で5月26日に随意契約にて仮契約を締結したので、地方自治法の規定によ

り議会の議決が必要であり、本案を提出した。」との説明がありました。

委員より特に質問はなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第8号「令和7年度綾川町一般会計補正予算（第2号）について」説明を求めました。

執行部より、「今回の補正は、全体で、1億2,646万1,000円を増額し、歳入歳出それぞれ124億4,746万1,000円とするものである。」との説明がありました。

続いて、歳出について、「令和7年度定額減税補足給付金（不足額給付）事業について、補助金、人件費、委託料などの増額補正である。」との説明がありました。

また、歳入について、「総務費国庫補助金として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額補正である。」との説明がありました。

委員より特に質問はなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、報告第1号「繰越明許費繰越計算書について」説明を求めました。

執行部より、総務課関係では「自治体システム標準化対応業務について、国の仕様変更及び制度改革に伴う開発の遅延により、4,016万1,000円を繰り越したものと、空き家計画改訂業務について240万円を繰り越したもので、財源としては、どちらも一般財源である。」との説明がありました。

また、学校教育課関係では、「まず、陶小学校特別教室等改修工事としての2,500万円で、財源は一般財源として2,500万円である。次に、綾川町立小学校体育館空調設備工事として2億4,900万円で、財源として国庫補助金9,629万6,000円と地方債1億3,700万円、一般財源1,570万4,000円である。」との説明がありました。

委員より、「体育館空調整備について、当初は小学校2校で計画されていたが、未整備の全小学校3校を整備することとなり、地元住民から喜ばれている」との報告がありました。

他に質問はなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に議案外審議の中で重要と判断した事項について、ご報告いたします。

初めに、執行部より「綾川町合併20周年記念デジタルスタンプラリーについて」説明がありました。

委員より、「広報発信はどのように行うのか。」との質問があり、執行部より、「各ターゲット層に応じた広報プロモーションとして、オンラインではインスタグラム、ジオターゲティング広告、まちあげ広告、オフラインでは高松駅デジタルサイネージ広告、琴電中吊り広告を予定している。」との答弁がありました。

委員より、「参加者の予定数は。」との質問があり、執行部より、「チラシ枚数が5,000枚なので500人は参加して欲しい。」との答弁がありました。

委員より、「滝宮の念佛踊の駐車場の確保は。」との質問があり、執行部より、「役場

駐車場、旧滝宮こども園前駐車場のほか、イオン駐車場も臨時駐車場として予定している。」との答弁がありました。

続いて、執行部より「綾川町地域プロジェクトマネージャーについて」説明があり、委員より特に質問はありませんでした。

続いて、執行部より、「2025 あやがわ駅バル開催について」説明がありました。

委員より、「駅バルは公共交通の利用促進という面があるが、琴電からの協力はあるのか。」との質問があり、執行部より、「これから一緒にできることを考えていきたい。」との答弁がありました。

委員より、「琴電が考えることではあるが、こちらからも琴電に要望してほしい。」との要望がありました。

続いて、執行部より、「ふるさと納税について」説明があり、委員より特に質問はありませんでした。

続いて、執行部より、「令和6年度 綾川町教育委員会評価について、5名の評価委員を委嘱し、学校訪問も行うなど、現場も見ていただき、実施している。」との報告があり、各事業の評価資料が示され、評価委員により意見があった主なものについて説明がありました。

委員より、「生涯学習課関係の施設や事業についても評価委員の視察先に入っているのか。入っていないのなら、ぜひ回ってもらいたい。」との質問があり、執行部より、「視察先には入っていないが、参加者として事業に参加した評価委員もいる。評価委員の視察内容については今後検討していきたい。」との答弁がありました。

委員より、「運動公園の駐車場の白線が消えているが認知しているのか。」との質問があり、執行部より、「駐車場の白線の補修については、予算上の都合もあり、財政部局と今後協議していく。」との答弁がありました。

委員より、「評価点数についての考え方を教えてほしい。」との質問があり、執行部より「達成度ではなく事業成果を評価してもらっており、評価委員には評価前に評価基準を説明している。」との答弁がありました。

委員より、「評価委員の選定基準はどのようにになっているのか。」という質問があり、執行部より「幅広い意見をいただくため、教職員経験者のほか一般の方も含めてお願ひしている。」との答弁がありました。

委員より、「評価シートは公開しているのか。」との質問があり、執行部より「ホームページで公表することになっている。」との答弁がありました。

また、執行部より、綾川町サイクルロードレース「COPPA AYAGAWA 2025」の開催報告がありました。

委員より、「大きなトラブルはあったか。」との質問があり、執行部より、「主に町外や県外の方が通行止めを知らず、コース沿いまで来てしまうこと、ボランティアスタッフの駐車で、地元住民にご迷惑をお掛けしたことがあった。」との答弁がありました。

次に、委員より、「小・中学校の修学旅行について、現在開催されている大阪・関西

万博へは行っているのか。」との質問があり、執行部より「先日、昭和小学校が行っており、羽床小学校と綾上小学校が秋に行く予定である。修学旅行等の校外学習の内容については、教育効果や運営などを考慮し、各学校で決めている。」との答弁がありました。

すべての審議を午前 10 時 50 分に終え、総務常任委員会を閉会しました。

以上で、総務常任委員会においての委員長報告を終わります。

○議長（河野） 厚生常任委員長 小田郁生君。

○厚生常任委員長（小田） 議長。

○議長（河野） 小田君。

○厚生常任委員長（小田） 6 番、小田郁生。

○厚生常任委員長（小田） ただいまより、厚生常任委員会のご報告を申し上げます。

去る、6 月 10 日、午後 1 時 29 分より、常任委員会室において、厚生常任委員会を開催いたしました。

出席者は、委員全員と議長、執行部より町長、副町長、並びに関係課長及び課長補佐、議会事務局より局長が出席し、また 5 名の傍聴議員の出席がありました。

本定例会で、当委員会に付託された案件は 1 件で、町長の挨拶を受けた後、早速審議に入りました。

これより審議の経過と結果を要約して、ご報告いたします。

まず、報告第 1 号「繰越明許費繰越計算書」について、執行部に対し、説明を求めました。

執行部より、「総務費、戸籍基本台帳費の、戸籍振り仮名対応業務で、386 万 6,000 円の繰越し、社会福祉費の令和 6 年度住民税非課税世帯生活支援臨時給付金および、令和 6 年度住民税均等割のみ課税世帯生活支援臨時給付金で、それぞれ 2,820 万 6,000 円および、842 万 4,000 円の繰越し、社会福祉費と児童福祉費で、医療費助成 3 事業のシステム改修費として、合わせて 950 万円の繰越しである。」との報告がありました。

特に質問もなく、執行部の報告のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に議案外審議の中で、重要と判断した事項について、ご報告いたします。

初めに、執行部より、「前回の厚生委員協議会で質問があった、E-W a でのイオンペイの利用について、イオンに確認したところ、利用可能である。」との報告がありました。

次に委員より、「母子健康手帳について、名称を「親子健康手帳」にすべきと何度も申し上げてきたが、どうしてできないのか。」との質問があり、執行部より、「省内でも「親子健康手帳」に名称変更した自治体もあるが、綾川町では、既製品の中から、父親が書く欄を追加し、使いやすさを重視して選んでいる。今後、省内の状況を確認しながら検討していく。」との答弁がありました。

また委員より、「令和 6 年度に、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が制

定されたが、相談件数について」質問があり、執行部より、「相談件数は3件で、経済的問題、親権、DVなどの、複合的な問題が含まれていた。いずれの相談も、県の女性相談支援員に相談しながら、必要に応じて、専門機関への紹介を行い、包括的な支援を提供している。」との答弁がありました。

また委員より、「ゼロカーボンへの対策として、蛍光灯製造中止等による、LED照明の切り替え、公用車の電動化、住民への意識づけなどの予定について」質問があり、執行部より、「LED照明への切り替えと、公用車の電動化については、総務課と情報共有を図りながら協議していく。また、ゼロカーボンシティ宣言をした事を、環境省に通知しており、町ホームページを6月中に立ち上げる予定で、宣言や、啓発資料等を掲載していく。」との答弁がありました。

また委員より、「もみじ温泉の温泉休止後の施設利用計画や、代替案について」の質問があり、執行部より、「町社会福祉協議会で、レクリエーションとしてのカラオケを検討している。合宿施設などは、運営形態も含めて協議が必要なので、今後の施設利用計画については、町と連携し、決定次第報告する。」との答弁がありました。

また委員より、「産婦人科や、小児科の遠隔医療相談を行っている自治体があるが、綾川町での検討について」質問があり、執行部より、「このようなシステムは、町単独で運用するよりも、広域での運用が可能であれば、より効率的に機能する可能性も考えられるため、先進自治体の事例を参考にし、今後の研究課題とする。」との答弁がありました。

また委員より、「出生率について、町としての子育て支援施策についてどう考えているか」との質問があり、執行部より、「子育て支援課としては、十分に行っていると考えている。子育て支援施策が出生率にすぐに反映されるものではないと思う。また、ワークライフバランス教育について、小学校では地域の方々との交流や、様々な体験を通して、一人ひとりが固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、自身の働き方、生き方を考え、自分らしい豊かな人生をデザインする力を持つことができる、ライフキャリア教育に取り組んでおり、学習のほぼすべてで、将来の人生設計につながることを学習している。」との答弁がありました。

すべての審議を午後2時26分に終え、厚生常任委員会を閉会しました。

以上で、厚生常任委員会においての委員長報告を終わります。

○議長（河野）建設経済常任委員長 十河茂広君。

○建設経済常任委員長（十河）はい、議長。8番、十河。

○議長（河野）十河君。

○建設経済常任委員長（十河）はい、議長。

○建設経済常任委員長（十河）只今より、建設経済常任委員会のご報告を申し上げます。

去る、6月11日午前9時30分より、常任委員会室において建設経済常任委員会を開催いたしました。

出席者は、議長を含む委員5名、執行部より町長、副町長、並びに関係課長及び課長

補佐、議会事務局より局長が出席し、また5名の傍聴議員の出席がありました。

本定例会で当委員会に付託された案件は5件で、町長の挨拶を受けた後、早速審議に入りました。

これより審議の経過と結果を要約してご報告いたします。

まず、議案第3号「綾川町下水道条例の一部改正について」と、議案第4号「綾川町農業集落排水処理施設条例の一部改正について」は、関連議案であるため、これらを一括して執行部に説明を求めました。

執行部より、「いずれの改正も国が示す標準下水道条例の一部が改正されたことによるものである。災害などの非常時において、その被災状況などから町長が必要と判断した場合には、他の自治体が指定している工事店による排水設備等の工事を認めるもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。なお、施行日は公布の日からとしている。」との説明がございました。

委員より、特に質問もなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第9号「字の区域の変更について」説明を求めました。

執行部より、「県営農業競争力強化農地整備事業羽床下地区において、基盤整備事業実施に伴い、従来の字界が原形をとどめなくなったため、新しい字界を定めるものであり、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。」との説明がありました。

特に委員より質問はなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、報告第1号「繰越明許費繰越計算書について」経済課関係3件、建設課関係2件の繰越額及び財源、並びに当該事業の進捗状況について報告を受けました。

特に委員より質問はなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、報告第2号、1「令和6年度（第20期）有限会社綾歌南部農業振興公社事業報告及び決算について」、2「令和7年度（第21期）有限会社綾歌南部農業振興公社事業計画及び予算について」、定時株主総会議案書を基に報告がございました。

委員より、「事業収益の傾向及び遊休農地解消のための作業受託拡大について」質問があり、執行部より、「事業収益は減少の傾向にある。作業受託については、作付け面積の減少などにより、農業者からの委託面積が減少していることもあり、拡大は難しいが、今後公社としてもJAと協力して作業受託をPRしていくみたい。」との答弁がありました。

他に委員より質問はなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に議案外審議の中で重要と判断した事項について、ご報告いたします。

執行部より、「道の駅滝宮・綾川町うどん会館の実績報告について」報告がありまし

た。

委員より、「COPPA AYAGAWA 大会前のバザー等出店について」の要望があり、執行部より「関係各課と協議を行っていく。」との答弁がありました。

また、委員より「サイクルスタンドの商店への設置に対する補助について」質問があり、執行部より「商工会の意向を確認する。」との答弁がありました。

続いて、執行部より、「綾バルの開催について」、「あやがわスマイル応援券発行について」、「キャッシュレス決済端末機器導入に対する補助について」、「主基斎田お田植まつり 110について」報告がありました。

次に委員より、「米の町独自の施策について」質問があり、執行部より「国は、新たな食料・農業・農村基本計画で、食料安全保障の確立を目指しており、また、適正な価格形成に向けた法案の審議も進められており、さらには、米政策の在り方を議論する関係閣僚会議を開催していることから、今後の国や県の動向を注視して参りたい。」との答弁がありました。

次に委員より、「千疋地区工業団地の状況について」質問があり、執行部より「地元説明会を2回開催し、事業を進めている。」との答弁がありました。

次に委員より、「町の観光及びSNSによる発信について」質問があり、執行部より「今年度より観光行政全般については経済課が所管している。また、SNSについては、いいまち推進室と連携して綾川町のPRに努めて参りたい。」との答弁がありました。

次に委員より、「ゼロカーボンの取組にあたって、バイオ炭の利用の検討について」要望がありました。

次に委員より、「さぬきうどんに関する配布物について」質問があり、執行部より「古い情報はリニューアルしていく。また、観光協会のホームページもリニューアルする予定である。」との答弁がありました。

すべての審議を午前10時29分に終え、建設経済常任委員会を閉会しました。

以上で建設経済常任委員会においての委員長報告を終わります。

○議長（河野）これをもって、委員長報告を終わります。

○議長（河野）これより、採決を行います。

○議長（河野）議案第1号、「綾川町自転車等駐車場条例の一部改正について」から議案第4号、「綾川町農業集落排水処理施設条例の一部改正について」までの4件を一括して採決いたします。

○議長（河野）これら4件を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
(なしの声あり)

○議長（河野）異議なしと認めます。よって議案第1号から議案第4号までの4件は、原案のとおり可決されました。

○議長（河野）議案第5号、「物品売買契約の締結について」から議案第7号、「物品売買契約の締結について」までの3件を一括して採決いたします。

○議長（河野）これら3件を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
(なしの声あり)

○議長（河野）異議なしと認めます。よって議案第5号から議案第7号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（河野）議案第8号、「令和7年度綾川町一般会計補正予算（第2号）について」を採決いたします。

○議長（河野）本案を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
(なしの声あり)

○議長（河野）異議なしと認めます。よって議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長（河野）議案第9号、「字の区域の変更について」を採決いたします。

○議長（河野）本案を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
(なしの声あり)

○議長（河野）異議なしと認めます。よって議案第9号は、原案のとおり可決されました。

○議長（河野）次に、報告第1号、「繰越明許費繰越計算書について」及び報告第2号、「令和6年度（第20期）有限会社綾歌南部農業振興公社事業報告及び決算について及び令和7年度（第21期）有限会社綾歌南部農業振興公社事業計画及び予算について」の2件を、承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

○議長（河野）異議なしと認めます。よって報告第1号及び報告第2号の2件は、原案のとおり承認されました。

○議長（河野）議案第10号、「監査委員（識見を有する者）の選任同意について」を採決いたします。

○議長（河野）この採決は人事案件でございますので、起立によって行います。  
本案のとおり選任同意に賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（河野）ありがとうございました。

○議長（河野）起立多数であります。よって監査委員に渡邊宣夫氏を選任同意することに決定いたしました。

○議長（河野）発議第1号、議会運営委員長から「議会運営委員会の閉会中の所掌事務審査の件について」閉会中の継続審査の申し出であります。

○議長（河野）お諮りいたします。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

○議長（河野）異議なしと認めます。よって本件は、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（河野）発議第2号、議会広報編集特別委員長から「議会広報編集特別委員会の広報誌の編集及び発行に関する事項」について、閉会中の継続審査の申し出であります。

○議長（河野）お諮りいたします。議会広報編集特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって本件は、議会広報編集特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（河野）報告第4号、「所管事務調査通知書について」を議題といたします。

各常任委員長から、会議規則第71条第1項の規定により、所管事務調査通知書が、提出されております。

内容については、お手元配布のとおりでありますので、説明は省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。

○議長（河野）お諮りいたします。本件について、お手元の通知書のとおり、承認することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、本件は、各常任委員長からの通知書のとおり、承認することに決定いたしました。

○議長（河野）以上で、本定例会に付されました事件は、全て終了いたしました。

○議長（河野）従って、会議規則第7条の規定により、これをもって、本日で閉会いたしたいと思います。閉会することに、ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって本定例会は、本日で閉会することに、決定いたしました。これで、本日の会議を閉じます。

○議長（河野）令和7年第3回綾川町議会定例会を閉会いたします。

○議長（河野）ありがとうございました。

閉会 午前 10時43分